

第 1 編 共通編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、本市の地域に係る災害対策に関し、概ね次の事項を定め、もって以下を目的とする。

目的 総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災の万全を期する

1. 市土の概況及び本市の防災に関する、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他の**防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務**の大綱
2. 治山治水事業等による市土の保全、**防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設・防災施設等の整備**、その他の災害予防計画
3. **防災に関する組織や体制**、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、衛生、文教、交通輸送、その他の**災害応急対策の計画**
4. 災害からの**復旧・復興**に関する計画
5. その他、防災上必要な事項

第2節 構成

本市地域防災計画全体の構成は、次のとおりとする。

第1編 共通編

- ・上位計画や本市の特性から基本方針を設定し、災害予防に関する取組みを位置づける。

第2編 地震・津波編

- ・地震・津波の災害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

第3編 風水害編

- ・台風や大雨の風水害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

第4編 その他大規模災害等編

- ・火災や事故等の大規模災害に対する応急対策や復旧・復興に関する取組みを位置づける。

第5編 南海トラフ地震防災対策編

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進するための取組みを位置づける。

資料編

- ・本編の内容を補足・説明するための位置づけやデータや整理する。

第1章 総則

第2章 基本方針

第3章 災害予防計画

第1章 災害応急対策計画

第2章 災害復旧・復興計画

第1章 災害応急対策計画

第2章 災害復旧・復興計画

第1章 災害応急対策計画

第2章 災害復旧・復興計画

第1章 総則

第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

用 語	意 義
基本法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
救助法	災害救助法(昭和22年法律第118号)
県	沖縄県
県防災計画	沖縄県地域防災計画
県本部	沖縄県災害対策本部
県本部長	沖縄県災害対策本部長
市	糸満市
市防災計画	糸満市地域防災計画
市防災会議	糸満市防災会議
市本部	糸満市災害対策本部
市本部長	糸満市災害対策本部長

第4節 市域の概況

(1) 自然条件

1) 位置

本市は、沖縄本島最南端に位置し、北緯26度8分・東経127度40分にあつて那覇市から南に約12kmにあり、北は豊見城市、東は八重瀬町に接し、西と南はそれぞれ東シナ海と太平洋に面している。

2) 地勢・地質・河川の状況

沖縄本島南部は、島尻層群を基盤岩とし、その上を琉球石灰岩が覆うという地形構造になっており、本市も主にこの両地質で構成されている。

市域の北部の武富から阿波根・座波・与座一帯は一部带状に琉球石灰岩が残存するが、泥岩を主体にした島尻層群からなっており、中央部の新垣・真壁・南波平あたりにもこの地質がみられる。中央部から南部の広い範囲にわたっては琉球石灰岩で覆われており、摩文仁の丘・喜屋武岬の海岸で断崖となっている。この島尻層群と琉球石灰岩からなる地域には、断層が縦横に走り、起伏に富んだ地形を形成する要因となっている。そして、北西部の沿岸域の中心市街地と埋立地一帯は、細かい粘土や砂などの沖積層となっている。

地形をみると、島尻層群がみられる北部は、緩斜面と急傾斜が続く比較的变化のある丘陵地帯となっており、東部には標高168mの与座岳がある。それに対し、琉球石灰岩で覆われている中央部から南部は、石灰岩台地の平坦面が断層によって切断された傾動地塊となっており、南に緩やかな斜面、北に断層崖を持つ台地群からなる、瓦屋根を重ねたような地形である。

水系は、東から西へ全長10.7kmの報得川が市を横切って流れている。

3) 気候

本市の気候区分は亜熱帯海洋性気候である。本市の気象の参考として那覇(沖縄気象台)における1991～2020年までの30年間の観測値を平均した値(平年値)をみると、年降水量 2,161.0mm、年平均気温23.3℃、年平均相対湿度73%となっている。

なお、台風の沖縄県への接近数は、1991～2023年の接近数を平均すると年7.6個で、2020年平年値(1991～2020年)は年7.7個となっている。

資料2-1<気象状況>参照

4) 面積

本市の面積は46.60km²(令和4年3月31日現在)となっている。

(2) 社会的条件

1) 人口

本市の令和6年6月末日現在の登録人口は62,281人をかぞえ、昭和46年(市制施行)12月末日の人口37,014人より25,267人の増加となっている。

これを人口動態の面からみると、高齢化指数(65歳以上人口÷総人口)は22.2%と高く、着実に人口の高齢化は進んでいる。

資料2-2<糸満市人口集計>参照

2) 居住状況

糸満地区は農漁村から自然発生的に形成された市街地なので、細い路地の入り組んだ過密地域となっており、老朽化の進んだ建物が多く、火災、家屋倒壊による被害が懸念される。令和3年における本市の住宅総数は、家屋棟数17,285戸である。

道路等の基盤整備の進んだ住居・商業・工業地区である新市街地の西崎町・潮崎町は、埋立地のため、大地震に伴う液状化現象や津波等による大きな被害が発生する可能性がある。

3) 交通事情

本市における道路網は、沖縄本島南部を周回する幹線道路として国道331号をはじめ、主要地方道那覇糸満線、県道7号線、県道77号線のほか、隣接市町村及び市内の主要集落を連絡する8本の県道及び627本の市道で構成されている。

4) 過去の災害履歴

本市における自然災害の多くは、台風・豪雨による被害であり、建物の破損や床下浸水等の被害がみられる。本県における台風接近数の平年値は7.7個となっている。

資料2-3<糸満市災害年表>参照

第5節 災害の想定

この計画の策定にあたり、本市の気象、地勢等の特性によって起こりうる災害を検討した結果、救助法の適用程度の災害を想定した(台風、地震、津波等)。

(1) 風水害

本県が、大規模な被害を受けた2つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

	1) 台風第14号 フェイ	2) 第2宮古島台風
襲来年月日	昭和32年9月25・26日	昭和41年9月5日
最大風速	47.0m/s	60.8m/s
最大瞬間風速	61.4m/s	85.3m/s
降水量	70.7mm	297.4mm
死亡行方不明者	131名	0名
傷 者	62名	41名
住宅全半壊	16,091戸	7,765戸

1) 高潮(浸水)の被害想定

本県に襲来する台風の特徴を基に、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した(平成18年度)。

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸	① 沖縄本島西側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

2) 土砂災害(危険、警戒区域等)の被害想定

本市には、崖崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が数か所存在する。
これらの危険、警戒箇所では表層崩壊を想定している。

資料3-3<地すべり・急傾斜地等危険箇所>参照

(2) 地震及び津波の被害想定

東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の基本的方向の最終報告を受け、県内における大規模な地震・津波発生に伴う被害想定について調査した「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」の調査結果を採用する。

1) 想定地震

本市に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南部スラブ内地震(マグニチュード(M=7.8規模)、沖縄本島南東沖地震3連動(M=9.0規模)を想定した。

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節や時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速で被害想定を行った。

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	○ 多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ○ オフィスや繁華街の滞留者や道路の利用者が少ない。
夏 12時	○ オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ○ 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ○ 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	○ 住宅、飲食店などでの火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。 ○ 道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

2) 予測項目

予測する項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物、避難者、要配慮者の被害とする。

3) 予測結果の概要

① 建物被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況建物棟数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
沖縄本島南部スラブ内地震	揺れ	16,558	1,317	2,877	8.0	17.4
	液状化		14	14	0.1	0.1
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		6(焼失棟数)	—	0.0	—
	津波		—	—	—	—
沖縄本島南東沖地震3連動	揺れ	16,558	1,135	2,188	6.9	13.2
	液状化		14	5	0.1	0.0
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		13(焼失棟数)	—	0.1	—
	津波		2,165	2,473	13.1	14.9

注)全壊率及び半壊率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載されている現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

② 人的被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	建物倒壊	57,320	18	746	0.0	1.3
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	2	0.0	0.0
	津波		0	0	0.0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	建物倒壊	57,320	15	590	0.0	1.0
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		1	3	0.0	0.0
	津波		528	8,811	0.9	15.4

注) 死者率及び負傷者率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

③ ライフライン被害

ア 上水道

想定地震	給水人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	57,864	55,029	95.1	13,424	23.2
沖縄本島南東沖地震3連動	57,864	56,355	97.4	26,024	45.0

イ 下水道

想定地震	処理人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	32,177	13,509	42.0	97	0.3
沖縄本島南東沖地震3連動	32,177	32,177	100.0	4,402	13.7

ウ 電力

想定地震	電灯軒数 (軒)	直後		7日後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	41,233	8,406	20.4	0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	41,233	14,797	35.9	5,390	13.1

エ 通信

想定地震	回線数 (回線)	直後		1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	16,921	3,520	20.8	237	1.4
沖縄本島南東沖地震3連動	16,921	7,390	43.7	2,565	15.2

④ 交通施設被害

ア 道路

想定地震	直轄国道 被害箇所数(箇所)	直轄国道以外 被害箇所数(箇所)	計(箇所)
沖縄本島南部スラブ内地震	3	33	36
沖縄本島南東沖地震3連動	5	33	38

イ 橋りょう、盛土、切土・斜面

想定地震	橋りょう (箇所)	切土・斜面 (箇所)	盛土(箇所)	計(箇所)
沖縄本島南部スラブ内地震	13	0	0	13
沖縄本島南東沖地震3連動	13	0	0	13

⑤ 生活機能支障

ア 物資

想定地震	食糧		飲料水		生活必需品 (毛布)
	不足量(食)		不足量(リットル)		不足量 (枚)
	1～3日 合計	4～7日 合計	1～3日 合計	4～7日 合計	
沖縄本島南部スラブ内地震	7,739	67,375	326,270	611,738	2,814
沖縄本島南東沖地震3連動	73,305	168,043	339,358	648,947	23,878

⑥ 災害廃棄物

想定地震	災害廃棄物(万t)		
	可燃物	不燃物	計
沖縄本島南部スラブ内地震	1.30	9.45	10.75
沖縄本島南東沖地震3連動	3.27	23.22	26.49

⑦ 避難者

想定地震	避難所避難者数			避難所外避難者数		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	1,583	6,890	4,217	1,055	6,890	9,839
沖縄本島南東沖地震3連動	12,113	11,353	7,928	6,182	5,711	18,500

⑧ 要配慮者

想定地震	避難所要配慮者数(人)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	336	1,461	894
沖縄本島南東沖地震3連動	2,569	2,407	1,681

(3) 津波の浸水想定

東日本大震災の被害を鑑み、これまでの地震・津波予測を再検証し、学術的知見から最大クラスの巨大地震・津波を想定して、浸水予測を実施した「沖縄県津波浸水想定(平成27年3月)詳細地区別図」による想定値を採用する。

1) 想定津波

沖縄県での最大クラスの地震の設定に関しては、沖縄トラフ側、琉球海溝側で最大クラスとなるように設定し、沖縄本島南東沖地震3連動によって襲来する津波を想定した。

2) 予測結果の概要

① 米須

地震発生から5分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から14分後に第1波が到達すると予測されている。

米須地点の最大水位は13.7mで、最大遡上高は18.6mと予測されている。

② 喜屋武

地震発生から10分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から17分後に第1波が到達すると予測されている。

喜屋武地点の最大水位は5.7mで、最大遡上高は11.7mと予測されている。

③ 糸満漁港

地震発生から15分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から21分後に第1波が到達すると予測されている。

糸満漁港地点の最大水位は3.9mで、最大遡上高は7.3mと予測されている。

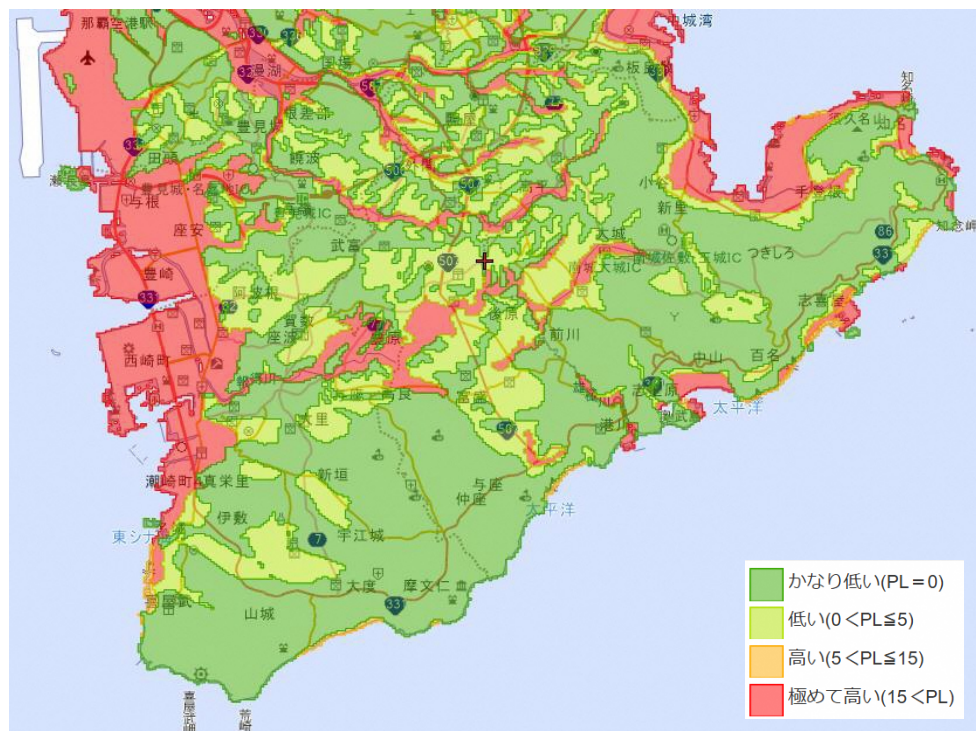
上記の津波到達時間や高さはあくまで推測値であり、津波の発生の恐れがある場合には、速やかに避難行動を取ることが必要である。

資料3-1<津波災害警戒区域>参照

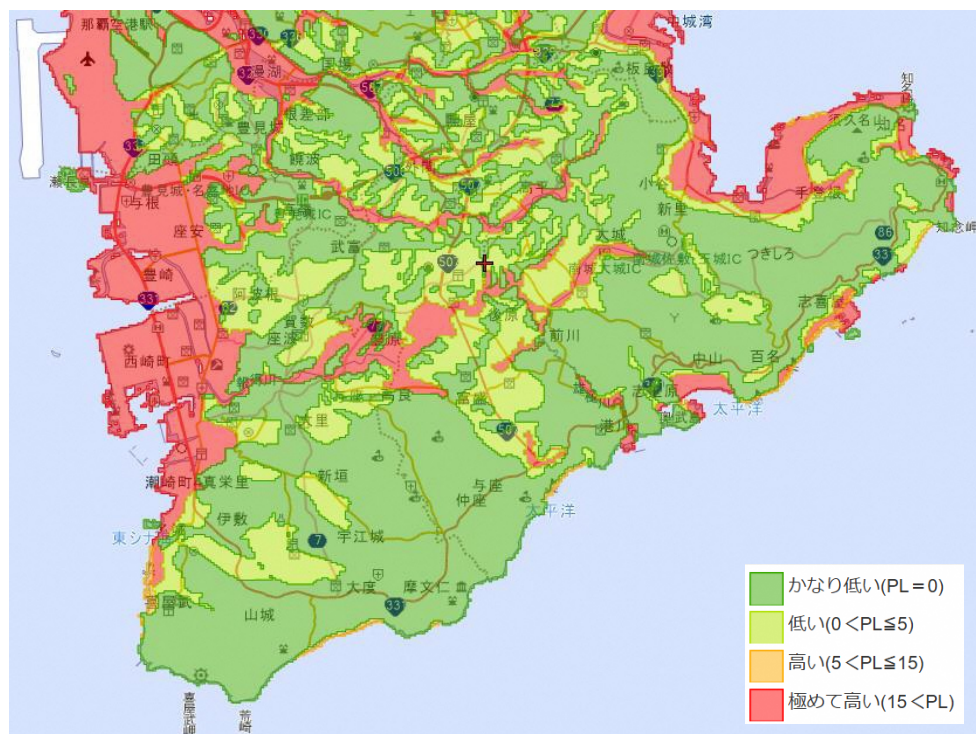


(4) 液状化の想定

本市においては、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」での想定地震が発生した場合、沖縄本島南部スラブ内地震、沖縄本島南東沖地震3連動のいずれにおいても、市内北西部において液状化の可能性が相対的に高く予測されている。



沖縄本島南部スラブ内地震の液状化危険度(PL値)分布



沖縄本島南東沖地震3連動の液状化危険度(PL値)分布

第6節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び当該地域を管轄する公共団体、その他防災関連機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

(1) 糸満市

機関名	事務・業務の大綱
糸満市	① 市防災会議及び市本部に関する事務 ② 防災に関する教育訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害時における炊き出し ⑪ 災害廃棄物の処理 ⑫ 被災施設の災害復旧 ⑬ 被災者に対する融資等対策 ⑭ 地域関係団体、防災上重要な施設管理者が実施する災害応急対策等の調整 ⑮ 防災に関する調査・研究 ⑯ 防災まちづくり事業の推進 ⑰ 防災に関する組織の整備 ⑱ 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに市民の自発的な防災活動の促進 ⑲ 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力 ⑳ 民間事業者との連携 ㉑ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
消防本部 消防団	① 救助、救出活動及び避難の誘導 ② 水防、消防及び応急措置 ③ 住民への予報・警報の伝達 ④ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 指定地方行政機関・自衛隊

機関名	事務 ・ 業務の大綱
九州管区 警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び調整 ② 災害時における他管区警察局との連携 ③ 管内各県警察及び防災関係機関との協力並びに連絡調整 ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 ⑤ 災害時における警察通信の運用 ⑥ 津波警報等の伝達
沖縄総合 事務局	【総務部】 ① 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整 ② 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括 【財務部】 ① 地方公共団体に対する災害融資 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ③ 公共土木等被災施設の査定の立会 ④ 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 【農林水産部】 ① 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集・報告 ② 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 ③ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 ④ 応急用食糧、災害復旧用材等の調達・供給対策 【経済産業部】 ① 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 【開発建設部】 ① 直轄国道に対する災害応急対策 ② 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ③ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ④ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 ⑤ 大規模土砂災害における緊急調査 【運輸部】 ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査並びに車両、船舶等の安全対策 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の要請 ③ 災害時における輸送関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
那覇産業保安 監督事務所	① 災害時における火薬、高圧ガス及び電気施設等の保安の確保
九州厚生局	① 被害状況の情報収集・通報 ② 関係職員の現地派遣 ③ 関係機関との連絡調整
沖縄森林 管理署	① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ② 災害復旧用材の需給対策 ③ 国有林における災害復旧 ④ 林野火災防止対策

機関名	事務 ・ 業務の大綱
沖縄防衛局	① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ② 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償 ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
第十一管区 海上保安本部	① 警報等の伝達 ② 情報の収集 ③ 海難救助等 ④ 緊急輸送 ⑤ 物資の無償貸与又は譲与 ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 ⑦ 流出油等の防除 ⑧ 海上交通安全の確保 ⑨ 警戒区域の設定 ⑩ 治安の維持 ⑪ 危険物の保安措置
沖縄気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
沖縄総合 通信事務所	① 非常の場合の電気通信の監理 (非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など) ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策
自衛隊	① 災害派遣の準備 ア 災害派遣に関する情報の収集 イ 災害派遣に関する計画の整備 ウ 災害派遣に関する準備の整備 エ 災害即応態勢の維持向上 オ 防災訓練などへの参加 ② 災害派遣の実施 ア 人命若しくは財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施 イ 災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡 ※防衛省防災業務計画に基づく災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣が対象

(3) 沖縄県

機関名	事務・業務の大綱
沖縄県	① 県防災会議及び県本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 被災施設の災害復旧 ⑪ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑫ 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 ⑬ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑮ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
糸満警察署	① 災害警備計画に関すること ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること ④ 交通規制・交通管制に関すること ⑤ 死体の見分・検視に関すること ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること
南部保健所	① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導
南部土木事務所	① 所管に係る施設(道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、港湾、急傾斜地、地すべり地帯等)の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
南部農林土木事務所	① 所管に係る施設(道路、農地、用排水、農業用ダム海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等)の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
南部農業改良普及センター	① 農作物の災害応急対策及び指導 ② 市が行う被害調査及び応急対策への協力 ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 ④ その他所管業務についての被災対策
南部林業事務所	① 保安林の維持管理及び育成業務 ② 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導 ③ その他所管業務についての防災対策
南部医療センター・こども医療センター	① 災害による負傷者等の医療助産 ② その他防災に関する所掌業務

(4) 指定公共機関

機関名	事務・業務の大綱
日本郵便(株) 沖縄支社 (糸満郵便局)	① 災害時における郵政事業運営の確保 ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ③ 被災地域地方団体に対する簡易保険積立金による短期融資 ④ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
西日本電信電話(株) 沖縄支店	① 電信電話施設の保全と重要通信の確保
(株)NTTdocomo 九州沖縄支店	① 移動通信施設の保全と重要通信の確保
KDDI(株)	① 通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療及び助産の実施 ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ③ 義援金受付及び救援物資の搬送 ④ 災害時における血液製剤の供給
日本放送協会 沖縄放送局	① 気象警報等の災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及
沖縄電力(株)	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保

(5) 指定地方公共機関

機関名	事務・業務の大綱
沖縄県医師会 (南部地区医師会)	① 災害時における医療及び助産の実施
沖縄県バス協会	① 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保

(6) 公共的機関

機関名	事務・業務の大綱
糸満市社会福祉協議会	① 市が行う防災及び応急対策への協力 ② 災害ボランティアセンターの体制整備
沖縄県農業協同組合 糸満支店	① 市が行う農作物等被害調査及び応急対策への協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 農業生産資材及び生活資材の確保斡旋 ④ 被災農家に対する融資の斡旋
糸満漁業協同組合	① 市が行う水産物等被害調査及び応急対策への協力 ② 漁業の災害応急対策の指導 ③ 漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋 ④ 被災漁家に対する融資の斡旋
糸満市商工会	① 市が行う商工業施設被害調査及び応急対策への協力 ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力 ③ 災害時における物価安定についての協力
(社)高圧ガス保安協会	① ガス施設の安全、保全に関すること。 ② 災害時におけるガス供給に関すること。
沖縄県危険物安全協会 糸満支部	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備
報道機関 (FMたまん)	① 災害状況及び災害対策に関する報道

(7) 協力機関

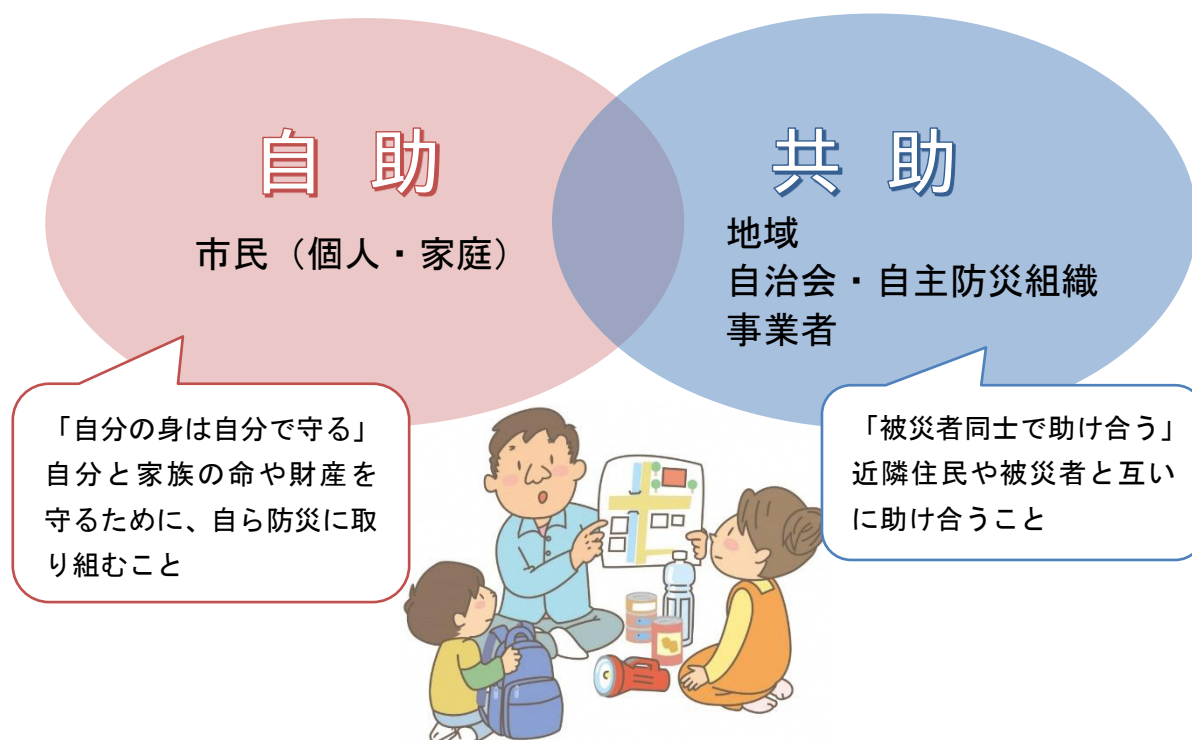
機関名	事務・業務の大綱
自治会(市民)	① 自主防災組織未設置地区においては避難所内の運営業務の協力 ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分など避難生活の支援 ③ その他被災状況調査など災害対策業務全般についての協力
自主防災組織	① 発災前後の避難誘導 ② 避難所の設置・運営の協力 ③ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分など避難生活の支援
市内事業所等	① 普段の事業活動において本市の災害に強い人づくり、まちづくりへの共同体制の構築の協力 ② 従業員・来訪者の安全確保とともに、地域住民全体の安全確保の協力 ③ 行政機関の防災事業への協力等

第7節 市民等の責務

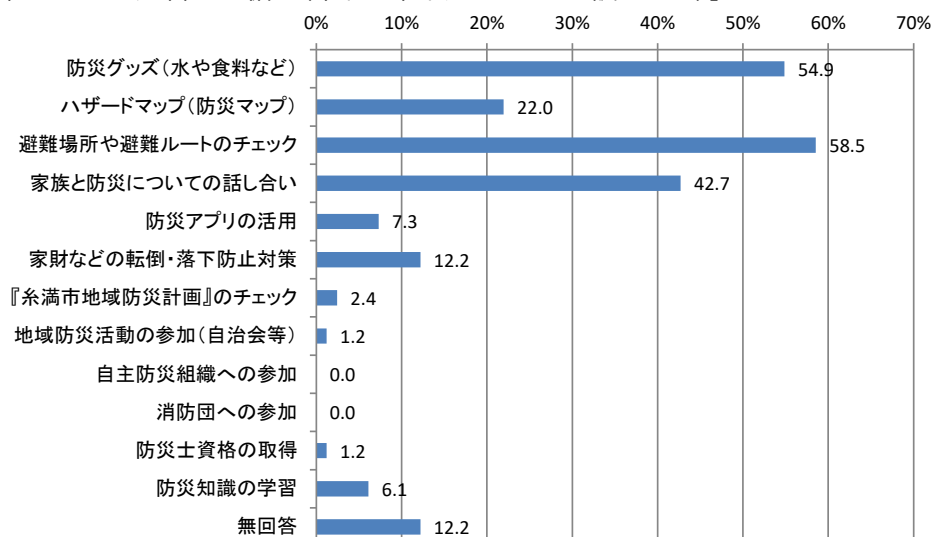
市民は、基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組みにより、防災に寄与するように努める。

市民は、災害から命を守るためには、一人ひとりが日頃からの備えを自主的に行うことが何よりも重要である。家具の固定化や住宅の耐震化などの家の中の安全対策、ハザードマップの確認、食糧・生活用品の備蓄、避難訓練の参加などは、どれも欠かすことができない「自助」としての取組みである。

また、発災後も、防災ボランティアとしての活動や地域の一員としての協力など、「共助」の取組みが重要になる。



【現在取り組んでいる災害への備え（令和6年市民アンケート調査より）】



市民及び各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

対象	区別	取 組 内 容
市民	共助 自助	○ 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 ○ 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
	自助	○ 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討 ○ 飲料水、食糧及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検 ○ その他自ら災害に備えるために必要な行動
	共助	○ 消防団、自主防災組織主催の防災訓練等への参加及び活動への協力 ○ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 ○ 災害廃棄物の分別
自治会・自主防災組織	共助	○ 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
		○ 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
		○ 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成協力
		○ 地区の孤立化対策(通信機器・食糧備蓄等)
		○ 地域防災リーダー(防災士)の養成及びネットワークの構築
		○ 自主防災活動及び訓練の実施
		○ 気象情報等の収集及び伝達
		○ 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策への協力
		○ 災害時の避難所の自主運営
		○ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力
事業者	共助	○ 従業員の防災教育及び訓練
		○ 業務継続計画(BCP)の作成及び更新
		○ 所管施設及び設備の減災措置並びに避難対策の検討
		○ 従業員等の飲料水、食糧及び生活用品等の備蓄と点検
		○ 自衛消防活動・訓練
		○ 気象情報等の収集、従業員並びに所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
		○ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
		○ 避難行動要支援者等の避難支援
		○ 災害廃棄物の分別
		○ 災害時の事業継続、市の防災活動への協力 (災害応急・復旧対策関連事業者に限る。)
		○ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的な考え方

(1) 想定の方

1) 想定災害

① 地震

これまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震(「第1編 第1章 第5節 災害の想定」に示している地震)による被害想定を基本とする。一方で、東日本大震災の教訓を踏まえた場合、発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても想定しておく必要がある。

なお、地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって地震の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部(文部科学省)との連携に留意する。

② 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については、水防法(昭和24年法律第193号)や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」と言う。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

③ その他

大規模事故災害については、航空機、原子力艦等の大規模事故も想定していく必要がある。

2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

被害
想定
の
見
直
し

具体的な被害を算定

- 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討

- 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

想定やシナリオには一定の限界

- 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

(2) 防災計画の考え方

市は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要があるものの、自然災害を完全に封じることが困難であることから、被害を最小化する「減災」の考え方に立ち、災害対応を進めていくものとする。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

1) 想定する災害のレベルへの対応目標

- 比較的发生頻度の高い一定程度の災害に対しては、本計画に基づく取組みにより、人命保護を基本としつつ、市民の財産の保護、地域の経済活動の安定化等を図る。
- 最大クラスの災害に対しては、本計画に基づく取組みにおいて市民等の生命を守ることを最優先として、地域の状況に応じた総合的な対策を実行する。

2) 地域の社会構造の変化への対応

- ① 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

- | |
|--|
| 【変化】・都市部において人口が集中する一方、周辺部では人口が減少する地域が発生 |
| 【対応】・都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。
・人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。 |
| 【変化】・高齢者(とりわけ独居高齢者)や障がい者等の要配慮者が増加 |
| 【対応】・防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等のさまざまな場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。
・社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
・平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。 |
| 【変化】・経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加 |
| 【対応】・災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、市の経済力や信用力を強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。 |
| 【変化】・生活者の多様な視点への配慮 |
| 【対応】・防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 |
| 【変化】・ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通ネットワークへの依存度の増大 |
| 【対応】・これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。 |
| 【変化】・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下 |
| 【対応】・コミュニティ、自主防災組織等の強化、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。 |

- ② 事故防災については、近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、構造物・建築物の大規模化や機能の高度化等に対応した予防を重視して取り組む。

3) 業務継続計画・受援計画との連携

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による庁舎等の行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、業務継続計画と連携して、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を図る。

また、市単独では、対応が困難となるおそれがある大規模な災害においては、受援計画に基づき、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を効果的・効率的に受け入れる。

第2節 防災ビジョン

市防災計画は、本市の総合的な災害対策の基本となるべきものであり、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策の実施に大きな役割を果たすものである。

この市防災計画をより具体化するためにも、市はもちろんのこと、市民、事業者、団体等が総力を挙げて、自助・共助・公助の適切な連携により、災害対策に取り組むべきものとなるよう『防災ビジョン』を策定する。

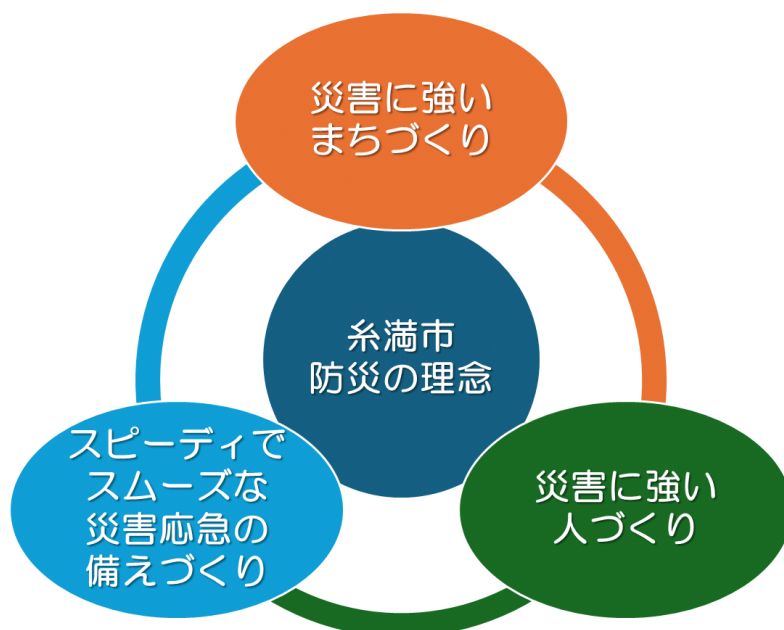
(1) 目的

災害からの市民の生命・財産の安全確保を図る。

(2) 計画の理念

災害からの市民の生命・財産の安全確保を目的に、本市における地域特性や居住環境の整備動向など各種計画を踏まえた市防災計画の策定及び実施運用の指針として、次の3点を計画の理念とする。

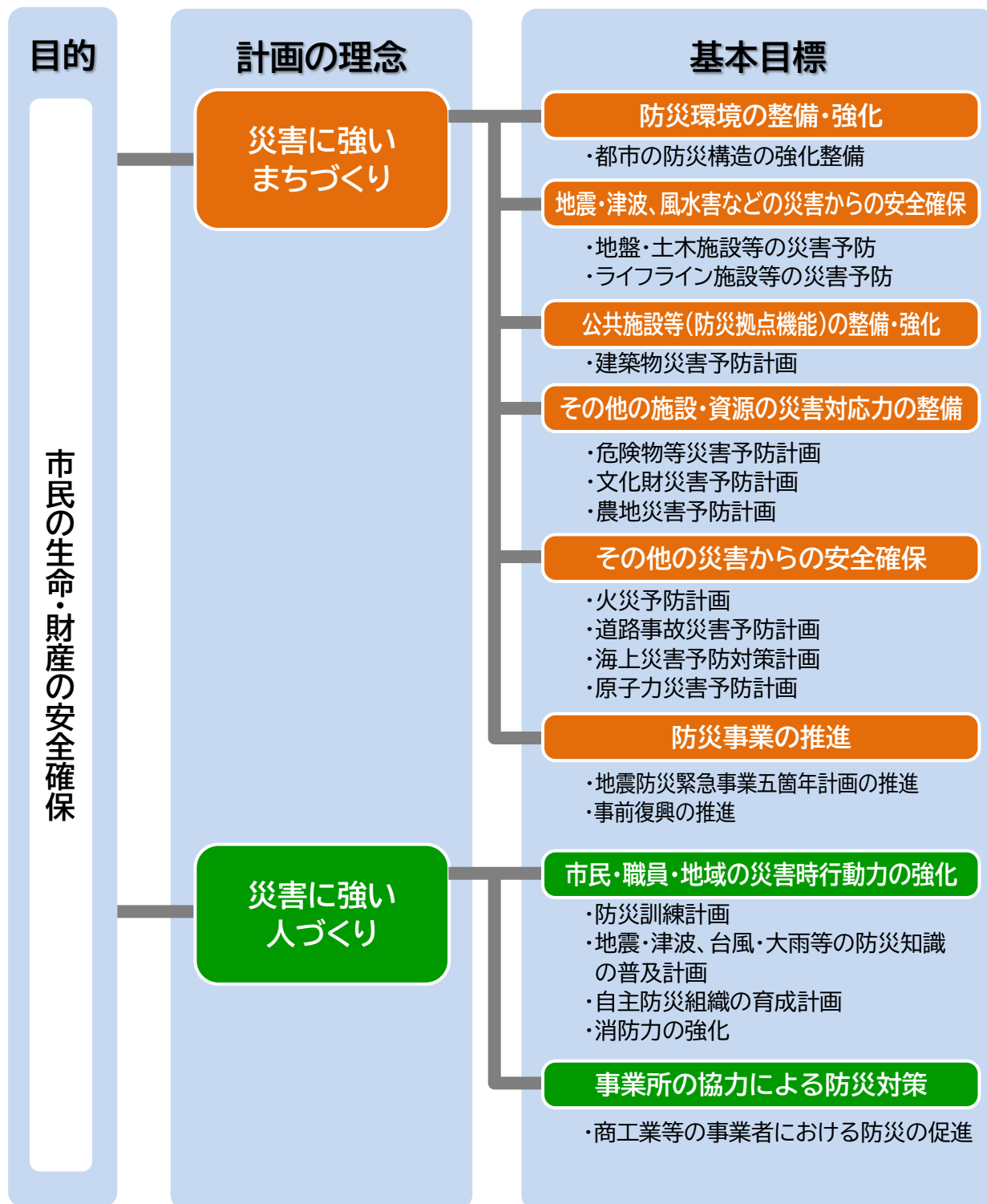
【防災ビジョンの体系図】

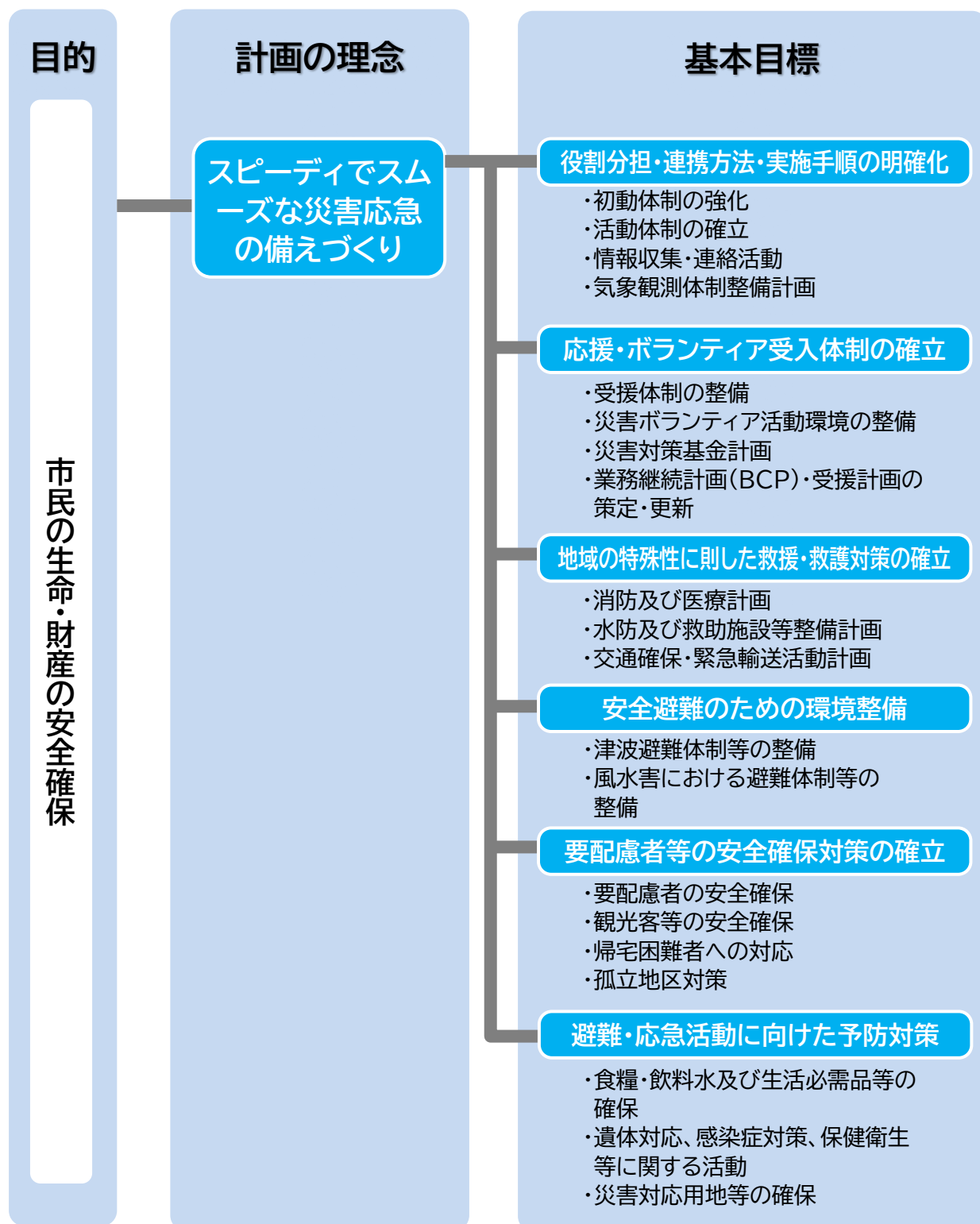


(3) 施策及び体系

市民の生命・財産を災害の危険から守るため、この災害予防計画の施策及び体系は次のとおりである。なお、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画は、災害種別に計画する。

【災害予防計画の施策の大綱】





第3節 市の特殊性を考慮した重要事項

本市の人口は安定的に推移しているが、少子高齢化が進行しているとともに、都市化による地域社会のつながりが薄れているなどが懸念される。沿岸部においては、津波に対する防災上不利な地理的条件があり、大規模災害時には発災後4日目以降の物資が大幅に不足する危険性を有している。

また、観光客や外国人等については、地域の実情や習慣に慣れていない状況下での避難が求められる。

そのため、津波避難などの確実化、応急時の安全や生活環境の確保及び向上については、市民の防災意識と行動の向上や地域での支え合いなどが重要となる。

さらに、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くあるため、市民や事業者の津波避難対策や防災教育及び防災訓練の充実等、市民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

このため、公助の強化充実を図るとともに、自助に係る以下を重点的に取り組む。

- ・飲料水、食糧及び生活用品等の7日分以上備蓄の普及啓発
- ・自宅建物及び設備の減災措置への支援(自宅避難を可能にする住宅環境の確保推進等)

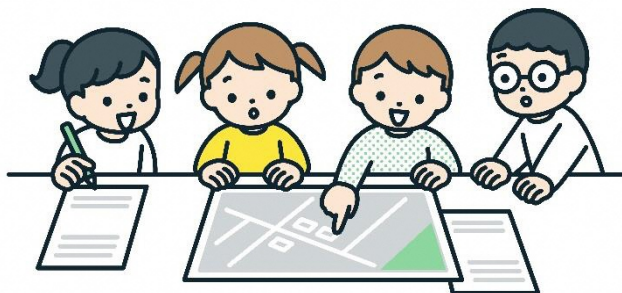
また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策については、中長期課題として取り組む。

第4節 防災計画の見直しと推進

この計画は、基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、本計画が「活きた計画」となるよう、防災訓練や人材育成等の実践を推進していく。

【防災計画の定期的な見直し】

社会情勢や災害リスクの変化に合わせて、防災計画も定期的に見直しを行い、更新する必要がある。家族構成や住居環境の変化、新しい災害リスクの出現などがあれば、それに応じて計画を修正する。



第5節 防災計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災計画に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、基本法第42条第5項の規定による公表のほか、住民に周知を徹底していく。

そのためにも、本計画を活用する人々にとって分かりやすく、使いやすい、いわゆる「ユーザビリティ」を意識した計画づくりに努めていく。

第3章 災害予防計画

I 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災構造の強化整備

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な居住環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

(実施主体: 県、建設対策部、企画対策部、真栄里対策部)

事業項目	事業内容
土地区画整理	○ 既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅、密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図る。 ○ 医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の集落基盤施設を整備する。
市街地の再開発	○ 近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保する。 ○ 道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市機能の更新を図り、地域の防災活動の拠点整備を図る。
新規開発に伴う指導・誘導	○ 新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、居住地域の安全性の向上を図る。

第2款 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(実施主体: 県、建設対策部、企画対策部、福祉対策部)

(1) 都市の防災構造化に関する基本方針

本市においては、都市の防災構造化を進めるため、都市基盤施設の整備や建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充する。

また、道路・公園・河川・砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る防災化対策について、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震や風水害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

事業項目	事業内容
都市基盤施設等の整備	○ 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。 ○ 都市内道路については、ラウンドアバウトなど防災機能の確保が可能となるように体系的に整備する。
緑地の整備・保全	○ 土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地帯については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図る。 ○ 土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置	○ 都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共・公益施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保する ○ 誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
共同溝の整備	○ ライフライン施設は、都市、地域生活の根幹をなすものであり、これらを地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。
防災拠点の確保	○ 災害時における避難地、災害応急対策活動の場、道路啓開活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた地域防災活動拠点等を確保する。
構築物その他の風水害予防措置	○ 既設の看板、広告物、その他の構築物を定期的及び台風襲来前に調査する。 ○ 危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改善若しくは撤去するように指導し履行させるものとする。

第3款 地震火災の予防

(実施主体：県、建設対策部、消防対策部、真栄里対策部)

(1) 地震火災予防事業の基本方針

今後予想される直下型地震の発生に際し、地震火災・延焼の防止を図り、都市の不燃化を推進する。

事業項目	事業内容
建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進	○ 地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火地域又は準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。
消火活動困難地域の解消	○ 第1款、第2款に記した市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地開発事業により老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域を解消する。
延焼遮断帯等の整備	○ 広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して、都市の不燃化を図る。 ○ 空地等の確保による火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。
その他の地震火災防止のための事業	○ 消防水利・貯水槽等を計画的に整備する。 ○ 公園や防災拠点施設の整備を進め、消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

以下のとおり地震火災・延焼の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業に取り組む。

事業項目	事業内容
防火、準防火地域の指定	○ 商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を促進する。
公営住宅の不燃化推進	○ 市営住宅については、地域性、老朽化を考慮し、建て替えによる住宅不燃化の推進を図る。
耐震性貯水槽等・消防水利の整備	○ 消防力の整備指針等に照らし、消防施設・人員等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等・消防水利の整備を推進する。

第4款 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
臨海部の漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- 最大クラスの津波による津波浸水想定区域を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。
- 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
地形や土地利用状況等から短時間での避難が困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- 県や市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・擁壁等を計画するなど、一体的な施設整備を図る。
- 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土を検討する。
- 避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- 社会福祉施設や医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。
やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第2節 地盤・土木施設等の災害予防

第1款 地盤災害予防計画

各種の地震災害から市土を保全し、市民の身体・生命、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この計画の定めるところによって実施する。

(実施主体:企画対策部、建設対策部、水道対策部、県)

(1) 基本方針

本市の西崎町から潮崎町にかけての沿岸部は、ほぼ全域にわたり、沖積低地等の軟弱地盤なため、液状化被害防止に努める。

(2) 計画

地震災害を念頭にした市街地開発、産業用地の整備及び地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や、宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業を以下のとおり行う。

項 目	事業内容
防災施設	県、市等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
用地開発	今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等を徹底する。
周知・広報	将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
法令遵守	阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令自体の遵守の徹底を図る。

第2款 治山治水計画

(実施主体:建設対策部)

- 市内河川及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場合は適時巡視する。
- 浸水低地等については、建築物の新築や改築等に際し、長期的な視点から地盤面を高くするなどの解消策を検討する。
- 道路暗渠等から低地帯への雨水の集中的な流入を防ぐ。
- 河川機能の確保を図っていく。
- 危険箇所の改修を計画的に実施していく。

資料3-3<地すべり・急傾斜地等危険箇所>参照

第3款 土砂災害予防計画

(実施主体: 県、建設対策部)

(1) 地すべり防止事業

1) 基本方針

本市は、開発等による地すべり等の危険箇所が増加しないよう、総合的な地すべり防止対策を策定する。

2) 危険区域

地すべりによる危険が予想される区域は、資料3-3<地すべり・急傾斜地等危険箇所>のとおりである。

3) 計画

現在及び過去において、地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し、行為の制限を行うとともに、滑動状況及びその原因調査を究明して、適切な地すべり対策工事を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

1) 基本方針

「沖縄県水防計画」による急傾斜地崩壊危険箇所指定については、5か所(資料3-3参照)にとどまっているものの、未指定箇所については危険度の調査を実施し、急傾斜地における災害未然防止のための対策工事を実施する。

2) 危険区域

急傾斜地の崩壊による危険が予想される区域は、資料3-3のとおりである。

3) 計画

- 急傾斜地崩壊防止対策事業(県指定)及び対策工事の促進
- 警戒避難体制の整備

(3) 河川災害防止事業

1) 基本方針

本市には、報得川及び饒波川の二級河川があり、河口付近の住宅地域に隣接して海岸に流れている。このような状況から、予想される危険として、地震災害の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、地震による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

2) 計画

整備項目	整備内容
耐震対策	今後の地震災害を念頭にした河川堤防及び災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での堤防の耐震対策が必要である。このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
取水整備	河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段堤防、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

資料3-3<地すべり・急傾斜地等危険箇所>参照

第4款 海岸保全計画

(実施主体:県、建設対策部、経済対策部)

(1) 現況

海岸保全区域の現況は、資料3-4を参照のこと。

(2) 計画

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

第5款 道路災害予防計画

(実施主体:沖縄総合事務局、県、建設対策部、企画対策部)

(1) 基本方針

地震災害時においては、人員、物資の緊急輸送、その他災害応急対策上の重要な役割を発揮することから、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

なお、災害時の停電による信号機の機能停止に伴う交通麻痺を回避する、という防災上の観点から「ラウンドアバウト(信号機のない円形交差点)」を条件に応じて適正に整備していく(令和6年10月時点で市内2か所にて供用中、順次整備予定)。

整備項目	整備内容
道路	道路機能を確保するため、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。
橋りょう	橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについては、耐震点検調査に基づき対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止措置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急、救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大、改良等を推進する。これらと交通拠点へのアクセス道路との間を、防災拠点等を活用しながら多重かつ有機的な連絡により、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与するものとする。

(4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅いとまん情報館（災害時緊急輸送道路啓開拠点施設）等を、道路啓開や災害復旧の活動のための防災拠点として位置づける。

なお、当該施設は、災害時に利用可能なマンホールトイレを設置していることから、防災拠点としての役割の普及・啓発を進める。

(5) 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋りょう段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(6) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者等との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実働訓練に取り組む。

第6款 漁港災害予防計画

（実施主体：沖縄総合事務局、県、経済対策部）

(1) 基本方針

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震、津波及び風水害等によって大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点漁港とそれを補完する漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保を図るなど、漁港の整備を計画的に実施する。

(2) 応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建築業者等との協定の締結など、必要な対策を講じる。

第7款 高潮災害予防計画

(実施主体:建設対策部、経済対策部)

(1) 漁港整備事業

漁港は管理区分によって、県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図る。

(2) 危険予想区域内の公共建築物整備事業

危険予想区域内の既存及び新設予定の公共建築物は、管理区分によって県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備を図るとともに、たとえば補助電源を被災後72時間は稼働できるようにするなど、高潮災害対応の機能強化を図る。

(3) 危険予想区域の対策

本市における海岸線は、一般住宅や地区公民館、漁港、公園、野球場等の公共施設があり、マリナー等々の海浜利用もみられる。

このような海岸利用者等に対し、津波や高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る。

資料3-4<海岸保全区域>参照

第8款 竜巻災害対策

近年全国で多発している竜巻における人的被害、建物被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(実施主体:企画対策部)

【竜巻注意情報の概要】

- 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で発表する。
- 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表している。
- 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

資料:気象庁

(1) 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発生した積乱雲の下で発生し、特に、海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に市民に伝達し、避難誘導を図ることが必要である。

- 市、県及び消防機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、市民の啓発に努める。
- 竜巻襲来時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所に留まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所に退避する。
- 低い階(2階よりも1階)、窓から離れた家の中心部がより安全である。
- プレハブ等の強度が不足する建築物より、乗用車内の方が安全である可能性が高いが、可能な限り堅牢な建築物への誘導を図る。

【住民が行う竜巻災害対策】

- 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- 竜巻注意情報が発表された場合や積乱雲とその兆しを感じたら、次のように身の安全を確保する。竜巻の移動スピードは非常に速いため、竜巻を見ても写真や動画を撮影したりせず、ただちに身を守る行動を取る。

屋外では

- ・ 近くの頑丈な建物に避難するか頑丈な構造物の物陰に入って、身を小さくする。
- ・ 物置や車庫、プレハブ(仮設建築物)の中は危険なため、避難場所にはしない。
- ・ 周辺に身を守る建物がない場合には、水路などくぼんだところに身を伏せて両腕で頭や首を守る。

屋内では

- ・ 一般の住宅では雨戸、窓やカーテンを閉め、家の1階の窓のない部屋に移動する。
- ・ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。
- ・ 大きなガラス窓の下や周囲は大変危険なため、窓ガラスから離れる。

普段から心がけておくことは

- ・ 竜巻注意情報等の情報の入手手段を調べておく。
- ・ 屋内外の避難場所・避難方法を考えておく。
- ・ ガラスの破碎防止対策(飛散防止フィルムを貼ること等)も有効である。
- ・ 加入している保険が竜巻による被害を対象としているか、確認してみる。

資料：首相官邸 HP「防災の手引き～いろんな災害を知って備えよう～」

(2) 防災関係機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、市、県、県警察、消防機関、その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど、円滑な連絡体制の整備に努める。

第3節 ライフライン施設等の災害予防

第1款 上水道施設災害予防計画

(実施主体:水道対策部、県)

実施項目	実施内容
施設の耐震性の強化	○ 各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。 ○ 施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について(通知)」(環水第3号、昭和55年1月)及び「水道の地震対策の強化について(通知)」(衛水第188号、平成7年8月)等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。 ○ 水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。
広域応援体制の整備	○ 水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時における応急給水の円滑な実施を図るため、他の水道事業者等に対する広域的な応援体制の整備に努める。

第2款 下水道施設災害予防計画

(実施主体:水道対策部、県)

整備項目	整備内容
耐震性強化及びバックアップ施設	下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。
広域応援体制	市は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第3款 ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市、公安委員会、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講じ保安管理の徹底を図るとともに、高圧ガス貯蔵所、販売所、消費先の保安対策及び路上における高圧ガス運搬車両の指導、取締りを実施する。

また、高圧ガスは、家庭用 LP ガスや産業用ガスなど生活に欠かせない重要な役割を担っています。その一方で、取扱いを誤ると重大な事故に繋がる危険性もあります。

県は、一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会と共催で、毎年 10月を「高圧ガス保安推進月間」として、様々な保安啓発活動を実施する。保安推進月間では、事業者や消費者の保安意識の向上や、事故防止を目的に、防災訓練や講習会等を実施していくものとする。

(実施主体:沖縄総合事務局、県、消防対策部、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会)

保安対策	対策内容
高圧ガス貯蔵所等の保安対策	○ 高圧ガス貯蔵所及び販売所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定による基準を当該施設に維持させ保安の監督指導を行う。
高圧ガス消費先の保安対策	○ 消費者への保安啓発指導を沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 ○ 消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導、取締りの実施	○ 高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導、取締りを実施する。

第4款 電力施設災害予防計画

沖縄電力株式会社は、災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進するとともに、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じるものとする。

洪水等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

(実施主体:沖縄電力(株))

(1) 電力施設災害予防事業の実施

項目	内容
防災訓練の実施	○ 災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。
送配電設備	架空電線路 ○ 風圧及び不平均張力による荷重に対応出来るように設計する。
	地中電線路 ○ 油槽架台(オイルタンク架台)の耐震設計は、建築基準法(昭和25年法律第201号)によって行う。
変電設備	○ 機器の耐震設計は、変電所設備の重要度やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気設備に関する技術基準によって行う。 ○ 建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。
通信設備	○ 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第5款 通信施設災害予防計画

市、県、NTT西日本、NTTドコモ九州、KDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じるなど、万全の措置を期するものとする。

（実施主体：企画対策部、県、NTT西日本、NTTドコモ九州、KDDI）

(1) 市、県における予防計画

1) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集、伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

①被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を図るため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備に伴い、本市における通信体制の整備を図るものとする。

- 本市をはじめ、消防本部、県出先機関等、防災関係機関に対するマルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。
- 本市において、有線・無線による通信網の2ルート化を図る。
- 機動力を発揮する陸上移動局を各拠点に配置する。

②本市における防災行政無線の整備拡充を図る必要性が高いことから、推進するものとする。

③県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時に通信設備等が不足する事態を想定し、本市においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3) 停電時の備え

県及び市は、災害時における通信確保の重要性を鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するものとする。

4) 通信施設や体制の整備

地震対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

(2) NTT西日本及びNTTドコモ九州における予防計画

1) 電気通信設備等の予防計画

災害時による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- 豪雨、洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐水対策を図る。
- 暴風のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐風対策を図る。
- 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火対策を行う。
- 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

2) 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するための対策

- 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のため、非常措置としての予防対策

- 回線の設置切替え方法
- 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- 孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- 救助法適用時の避難場所、現地対策本部等への貸出携帯電話の確保
- 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) KDDIにおける予防計画

1) 通信設備等に対する防災計画

災害による被害を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

- 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに耐えうる通信設備等を考慮した防災計画を行うものとする。
- 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講じるものとする。

2) 通信網等の整備計画

災害時における通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。
- 伝送路については、所用の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

3) 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に災害対策機器等を配備するものとする。

- 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。
- 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

(4) 通信設備の優先利用等

(実施主体: 県・企画対策部・関係機関)

整備項目	整備内容
優先利用の 手続き	市や県又は関係機関は、通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。
放送施設の 利用	市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。(資料4-4参照)

第6款 放送施設災害予防計画

災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期すよう努める。

(実施主体: FMたまん)

- 臨時災害放送局を含む放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置
- 消耗品及び機材等の一定量常備及びスタジオ被災に備えた分散配置
- 無線中断状態の把握と衛星回線等の代替手段の確保
- スタジオ被災時の避難や移転に備えた非常持ち出し機器、書類の指定
- 移動無線機等の伝搬試験
- 交通路の調査
- スタジオ被災時の移転先の調査選定と協定締結、訓練等による担保実効性の確保
- 電力会社及び警察等の利用しうる通信回線の調査
- その他、必要と認められる事項

第4節 建築物災害予防計画

風水害、地震、大規模火災等による建築物の火災を防御するため、公共施設、一般住宅の新增改築等に際して各種制度の説明、技術的相談に応ずるなど可能な限り不燃耐震化建築物の建設を促進するよう指導・啓発し、建築物被害の減少を図るものとする。

第1款 防災的な土地利用等の対策

市は、住宅密集地(市街地)等における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ高度利用等の更新を図るため、市街地再開発等を促進する。

(実施主体: 建設対策部)

第2款 建築物の耐風・耐震・不燃化促進対策

(実施主体: 県、関係各対策部)

(1) 公共施設の耐風・耐震・不燃化の確保

1) 公共施設に関する事業の基本方針

県・市・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公共建築物の耐風・耐震・不燃化を確保する。

2) 公共施設に関する事業の実施

県及び市は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の推進に努める。

3) 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施する。

(2) 一般建築物の耐風・耐震・不燃化の確保

1) 一般建築物に関する事業の基本方針

- ① 住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化及び外壁等の落下防止を促進する。
- ② 崖地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。
- ③ 崖地に接近した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設に当たっては、確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設又は講習会等を実施する。さらに、専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。なお、崖地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備に努める。

3) 空家等に関する対応

防災上の観点から、老朽化等により災害時に倒壊や火災等が懸念される空家について、たとえば崩落しかけた建物について命令等を省いて代執行という措置を取るなど、法令の定める範囲で対応を検討する。

関連法令: 空家等対策の推進に関する特別措置法(空き家法)の改正(令和5年12月13日施行)

第3款 ブロック塀対策

本市には、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊や、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物による被害の防止及び軽減を図るため、以下の対策を促進する。

(実施主体:県、建設対策部)

(1) 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

(2) 指導及び普及啓発

県による、建築物防災週間等を通した建築基準法の遵守についての指導を受け、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第5節 危険物等災害予防計画

危険物等による災害を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の適正な維持を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

(実施主体:企画対策部、消防対策部、県)

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に規定する危険物製造、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物製造所等」という。)に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設は資料4-5のとおりである。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者又は監督者は、取扱者に対し保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

項目	内容
火災、爆発等の防止対策	○ 取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講じる。
危険物施設の管理、点検	○ 危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど危険物施設の維持管理の徹底を図る。
保安設備の維持	○ 危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。
保安体制の整備、確立	○ 危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市、消防機関等に対する通報体制を確立する。 ○ 移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。
従事者に対する教育訓練	○ 危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

消防署に化学車等の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

危険物製造所及び運搬車両に対する予防計画は、「第1編 第3章 I 第5節 危険物等災害予防計画」による。

(6) 不発弾災害予防計画

本節は、不発弾の爆発並びに火薬類等による災害の発生及び拡大を防止するための対策について講じる。

1) 不発弾の処理体制

不発弾の処理は概ね次によるものとする。

ケース	対応1	対応2
陸上で発見される不発弾の処理	(1) 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、糸満警察署を通じて県警察本部に発見届をする。	
	(2) 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。	
	(3) 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現地調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。	
	(4) 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。	
	(5) 爆弾等危険度が高いものは、発見場所で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。	
	(6) 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。	1) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。 関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。 2) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。 3) 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。
海中で発見される不発弾の処理	(1) 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、市長又は漁港管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令(沖縄水中処分隊)に処理要請を行う。	
	(2) 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上撤去計画を立てる。	
	(3) 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。	
	(4) 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見場所で爆破処理する。	
	(5) 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。	1) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。 関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。 2) 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。 3) 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2) 関係機関の協力体制の確立

沖縄不発弾等対策協議会の効果的な運用により、関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3) 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- 不発弾磁気探査事業者、市及び消防機関等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を習得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- 市民に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

(7) 火薬類等災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察、(一社)沖縄県火薬類保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

1) 火薬類製造所、貯蔵所、消費場所等の保安対策

- 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定による基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所等には、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2) 火薬類消費者の保安啓発

- 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓発を図る。
- 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

3) 路上における指導、取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導、取締りを実施する。

4) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第6節 文化財災害予防計画

本市の文化財に対する災害予防対策は、次のとおり実施する。

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財を、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図る。(市内の指定文化財等については、資料4-6参照)

(実施主体:教育対策部、消防対策部)

- 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。
- 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- 文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- 防災施設の必要な文化財は、年次計画をもって完備に努める。
- 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による、破損防止対策を行う。

第7節 農地災害予防計画

各種の災害が発生し、農業等の地場産業へ多大な影響を与えた場合は、JAおきなわ(沖縄県農業協同組合)糸満支店と連携して被害状況を把握し、県担当課及び南部農林土木事務所に報告するとともに、各専門分野における技術対策を早期に樹立する。

また、市及び関係機関の専門技術員並びに農業改良普及員が技術指導に当たり、重要事項については直接専門技術員が現地において指導を行い、各種農産物生産と農業経営の安定を図る。

農作物の災害予防対策については、次の事項を重点として農家を指導する。

(実施主体:経済対策部)

- そ菜(青物野菜)の暴風網の整備
- 病虫害の防除
- かんがい、排水施設の整備
- 農作物保護のための地域保安施設の整備

(1) 防災事業の推進(整備事業の内容)

整備項目	整備内容
土砂崩壊防止工事等	土砂災害により、農地や農業施設等に被害を及ぼすおそれのある危険地域を未然に防ぐ事業。
農地保全整備事業	降雨による浸食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、災害による被害を未然に防ぐ事業。
二次災害対策	地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川等の決壊による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

(2) 防災営農の確立

防災営農	防災営農の確立内容
指導体制の確立	農業生産力、農業所得の向上を図るため、本市及び県、関係機関、団体等の統一的な指導体制を確立し、各種の災害を回避克服していくものとする。
営農方式の確立	「沖縄振興計画」に基づき、諸問題への解決と亜熱帯農業の防災営農技術の確立を図る。 試験研究機関による病虫害、風水害等に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術の確立に努める。

第8節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

(実施主体:消防対策部)

(1) 消防力・消防体制等の拡充強化

本市は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

項目	内容
消防教育訓練の充実強化	教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
消防制度の確立	消防計画、消防相互応援協定の効率的運用を推進する。
消防体制の充実・指導	消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。
消防施設・設備の整備促進	消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

(2) 火災予防査察・防火診断

1) 特殊対象物に対する査察

施設	査察内容
学校、官公署	夏期休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
旅館、娯楽施設	春の行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
百貨店、商店	季節的支出期に入る前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。
危険物等関係施設	年間立入り検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

2) 一般住宅

火災の多発期を控えた11月から12月にわたる秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

(3) 自衛消防組織の結成指導

多数の者が出入りする施設として、学校、宿泊施設、工場・事業所、その他の公共施設等に対して、自衛消防組織の結成指導や消防用設備等の取扱い指導及び訓練実施の促進を図るものとする。

1) 消防施設の整備拡充

実施区分	支援対策内容
消防水利の多様な活用	市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
情報収集、伝達系統整備（消防通信体制）	消防指令システム、消防無線、防災行政情報システムの整備を含む情報収集、伝達系統の整備拡充を図る。
消防車両、装備の整備	消防車両(救急車含む)や装備の整備拡充を図る。

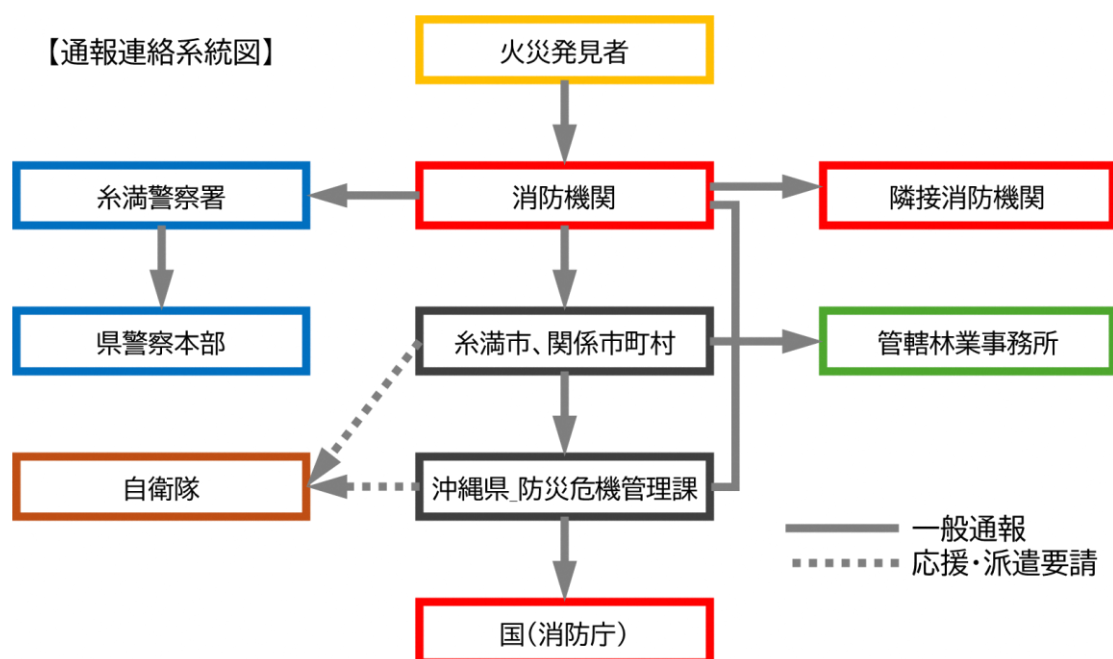
(4) 林野・原野等火災予防計画

林野・原野等火災を予防、警戒及び鎮圧して、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講じるものとする。

1) 林野・原野等火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関の間で総合的な林野・原野等火災対策が行えるよう連絡調整を図るものとする。

また、林野・原野等火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下のとおりとする。



2) 現地対策本部の設置

延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは、現地対策本部を設置するものとする。

(5) 出火防止対策

- さとうきび葉等の焼き払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において、喫煙をしないこと。

第9節 道路事故災害予防計画

道路による事故災害の発生及び拡大を防止するため、管理者による保安体制、資機材の点検・補修等の対策を講じるものとする。

(実施主体: 県、建設対策部)

(1) 道路事故災害予防

1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

なお、道路占有物に関しては、各占有物の管理者が点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第10節 海上災害予防対策計画

船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出等の海上災害の発生及び拡大を防止するため、体制整備、防災訓練等の対策を講じるものとする。

(実施主体: 県、第十一管区海上保安本部、消防対策部)

(1) 災害応急対策への備え

1) 情報連絡体制の整備

市は、第十一管区海上保安本部、県と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者並びに船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

2) 消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

4) 訓練等

市は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

【海難発生から救助までの流れ】



第11節 原子力災害予防計画

本節においては、基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害に係る予防体制及び事前対策を定める。

(実施主体：県、消防対策部、企画対策部)

大項目	中項目	小項目	内容
情報の収集・連絡体制等の整備	情報収集・連絡体制の整備	県及び防災関係機関との連絡体制	- 市は、国、県、近隣市町村及びその他の防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 - 災害発生時に備え、通信設備等の充実に努める。
		機動的な情報収集体制	県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。
	情報の分析整理	人材の育成・確保及び専門家の活用体制	市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。
		原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	市は平常時より、原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。
	通信手段の確保		市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、「第2編 第1章 第3節 災害通信計画」に基づいて、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行う。
	放射能影響の早期把握のための活動		県及び第十一管区海上保安本部は、国(文部科学省)と協力して、「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき、原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査(環境放射線モニタリング)を実施する。
救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実		県、市、消防機関、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーバイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。 - 消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

第12節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に伴い、都道府県知事は社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれのあるものと認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、『地震防災緊急事業五箇年計画』を作成できることとなった。

本市においても、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、事業の選定を受けるなどの具体化を図るよう努めていくものとする。

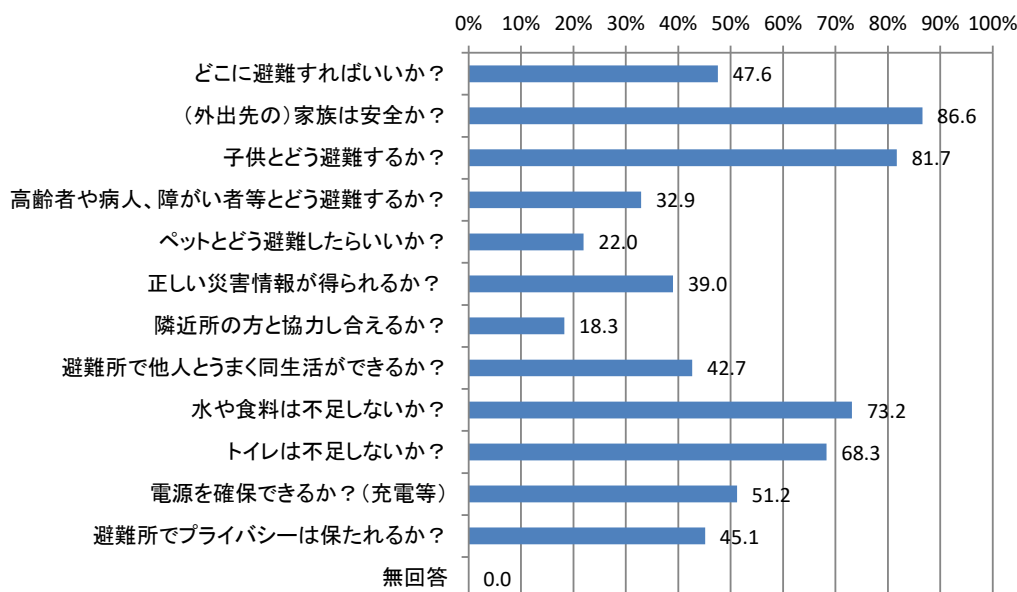
(実施主体:県、企画対策部)

本市の整備推進施設等は、次の通りとする。

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
- ⑥ 社会福祉施設、公立小学校、中学校、公的建造物等の改築・補強
- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設のうち地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 防災行政無線施設、設備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ⑫ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄庫
- ⑬ 負傷者の一時収容、設備、資機材(応急救護設備等)
- ⑭ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑮ その他

【災害が発生した時に市民が心配なこと(令和6年市民アンケート調査より)】

市民意向を踏まえ、防災対策を検討する必要がある。



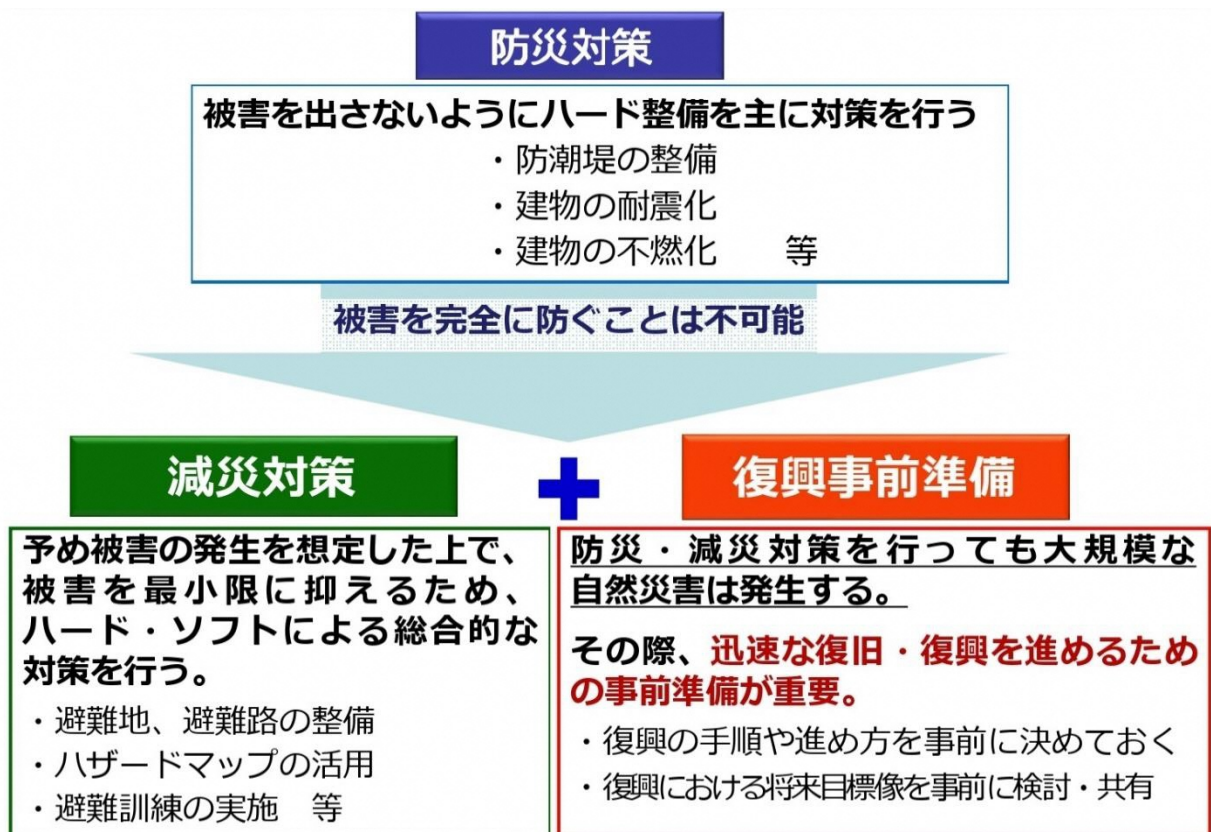
第13節 事前復興の推進

大規模災害時において、被害規模や態様を踏まえ、速やかに復興体制を整え、復興に係る計画の策定及び復興施策の推進等を実施できるよう、平常時から、復興に係る事前対策の充実を図る必要がある。

事前復興の検討にあたっては、本市の都市計画やその他の多様な分野と連携しながら、平常時からの防災対策、減災対策に加え、迅速な復旧・復興に向けた住まいの復興、暮らしの再建、産業・経済復興等に向けた協議・調整を行う。

市は、復興事前準備を継続的な取組とするため、復興体制、復興手順、復興訓練等について検討する。

【復興事前準備の必要性】



資料：復興事前準備の推進について（国土交通省）

Ⅱ 災害に強い人づくり

第1節 防災訓練計画

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

(1) 防災訓練の基本方針

市内における火災や水害などの災害を防ぎ、又は地震・津波等自然災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(実施主体：県、市、関係機関)

基本訓練事項	防災訓練内容
実践的な活動ノウハウの獲得を重視	訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウ獲得を目指した訓練とすることを第一とする。
地震防災訓練シミュレーションの実施	様々な想定状況のもと、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指して、地震防災シミュレーションに基づく地震防災訓練を実施する。
訓練内容の具体化	訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、目的・内容・方法(時期、場所、要領等)を具体化した訓練とする。

(2) 個別防災訓練の実施

防災訓練の機会あるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。

(実施主体：市、防災関係機関)

個別訓練	訓練内容
テーマ別	地震発生時刻、規模の設定等、様々な状況下での初動体制確立、通信、連絡、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練
受入れ・応援派遣等	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
救出・医療	傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
生活支援	避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練
ボランティア等の活用	民間企業・ボランティア等の活用訓練

(3) 総合防災訓練の内容

「総合防災訓練」を基本として訓練実施要綱、目的設定を具体化し、訓練の活性化を図るものとする。

(実施主体：市、県、防災関係機関)

(4) 防災訓練計画の成果の点検

あらゆる防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映すべき事項を抽出する方式を確立する。

特に、地震防災訓練シミュレーションを実施し、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を点検・評価し、防災施策に反映しうる仕組みを確立する。

(実施主体：市、防災関係機関)

(5) 訓練実施の種類

市は、関係機関と連携しながら、対象や災害種別ごとに防災訓練を実施する。

訓練の種類	訓練内容
総合防災訓練	○ 危険地域を対象にして地域ぐるみ(防災機関も含む)の防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 ○ 主な訓練内容は、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練、情報収集、応急対策の指示・伝達等災害時の通信や広域応援要請(情報伝達)訓練等とする。 ○ 初動体制の確立を図るため、職員の参集訓練を実施するものとする。
消防訓練	○ 病院、高齢者福祉施設、店舗等不特定多数の人を収容する施設を対象に、避難、通報、伝達、消火訓練を実施する。
水防訓練	○ 洪水や浸水、高潮、津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。 ○ 救助訓練と地域住民への防災活動の啓発を行うものとする。

(6) 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して関係機関に周知するものとする。

訓練の実施時期については、毎年4月から10月までに関係機関や本市の実情と照らしながら適切と思われる時期を選択する。

【総合防災訓練の実施】



(7) 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練参加対象者は、以下のとおりとする。なお、一般人の内訳として、在住外国人を含む住民、観光客等も訓練内容によって含むこととする。

訓練参加対象者	
☐	糸満市
☐	沖縄県
☐	指定地方行政機関
☐	自衛隊
☐	指定公共機関
☐	指定地方公共機関
☐	公共的機関
☐	社会教育関係団体
☐	一般人

「一般人」とは…

- 住民(在住外国人、
避難行動要支援者など)
- 入域者(観光客、関係人口など)

(8) 訓練のための交通規制

市は糸満警察署と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは当該防災訓練の実施に必要な限度で区域若しくは道路の区分を指定して、歩行者や車両の道路における通行を禁止又は制限することができるものとする。

(9) 訓練後の評価

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

(10) 広域防災訓練の実施

市は、県や周辺自治体と連携して、大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の広域防災訓練の実施を図る。

第2節 地震・津波、台風・大雨等の防災知識の普及計画

地震・津波、台風・大雨等の災害を念頭においた、本市及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発を実施する。

様々な災害に対し、日頃から市民及び役所職員に対して防災知識の普及を図ることで、災害の未然防止と被害を最小限にとどめることを目的とする。

(1) 防災思想の普及・宣伝

(実施主体：企画対策部、消防対策部)

1) 実施内容

実施項目	実施内容
広報事項	○「市防災計画」の概要や地震・津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に住民の理解と認識を深めるように努める。
広報活動	○ 日常広報に当たっては、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、適時広報事項を提供する。 ○ 広報印刷物やインターネットを活用して、防災知識の普及徹底を図る。 ○ ビデオで取材するほか、写真も含めた地震・津波災害特集を製作し、理解を深める。 ○ 防災関係展示会等を、必要に応じて開催する。 ○ 地域防災拠点にて防災情報を提供し、防災知識の普及を図る。
活用する 広報媒体	○ 各報道機関 ○ 県及び関係機関の広報組織 ○ 広報いとまん ○ 市ホームページ

2) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く一般大衆に呼びかけることにより、その実を挙げることができるので、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動期間中に防災に関する事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、市民が自らのために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

(2) 個別防災教育の推進

各防災関係機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、概ね次により防災知識の徹底を図る。

(実施主体：企画対策部、消防対策部、教育対策部、県)

【個別防災教育一覧】

教育別	実施内容
防災研修会	○ 災害対策関係法令及び他の防災関係各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図る。 ○ 地震・津波災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。
防災講習会	講習会参加者の属性(職種・年齢層等)を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
防火管理者教育	○ 消防法第8条(防火管理者)に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入り勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定する。 ○ 計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を実施し、地震火災予防対策の効果を上げる。
その他	女性防火クラブ、幼年消防クラブ、自主防災組織、事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他民間組織の健全な教育を図り、これらの組織を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識向上、普及を図る。
職員の防災知識の普及・教育	防災知識の普及及び活動・研修会等により、職員の資質向上を図る。
消防教育	○ 消防職・団員等に対し、消防学校において行う専門教育を実施する。 ○ 施設管理者等の資質向上を図るため、防火管理者資格取得講習会等への受講促進を図る。
防災関係機関の職員教育	防災関係機関は防災に関し、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。
火災防御検討会	特異火災の発生に備えて、火災防御検討会を開催して防御活動及び予防対策の万全を期するものとする。

(3) 市民への防災知識の普及

台風・豪雨等の風水害をはじめ、地震及び津波による災害への対応や防災知識の普及に努めるものとする。

特に、被害の拡大を防止する上で、災害の種類によって変わる避難路や避難場所の周知を図るなど、きめの細かい広報を行う。

【市民向け防災教育一覧】

種別	実施内容	
防災訓練による 防災知識の普及・教育	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。	
防災マップの配布による 防災知識・対策の普及	防災知識や安全対策のほか、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した防災マップを作成し、住民に配布することで防災知識の普及を図る。	
防災・火災予防週間 における防災知識の普及	「防災週間」や「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。	
報道機関、一般広報紙等 による普及	新聞やラジオ、テレビ等の放送、また広報紙やその他の刊行物による防災知識の普及を図る。	
祭り・イベント等を通した 防災知識の普及	大勢の住民が集まる祭りや各種イベント等を通して、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行う。	
学校教育・社会教育に おける防災知識の 普及・教育	学校教育	○ 学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、児童、生徒に対する防災知識の普及を必要に応じ行う。 ○ 小・中学校等において、その発達段階に合わせて実施する。
	社会教育	○ 公民館等、社会教育の拠点施設を中心に防災知識の普及に努め、必要に応じ訪問活動を行う。 ○ 青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の属性等を考慮して実施する。

(4) 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

市は、県や関係機関と連携し、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(5) その他

市は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

また、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による普及啓発を図るものとする。



津波フラッグ

第3節 自主防災組織の育成計画

地震・津波や風水害等に対処するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同精神と連帯感に基づく事が重要であり、市民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より効果的な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連携して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は地域住民などによる自主防災組織の組織化を積極的に促進し、更に総務省消防庁が推進する「地域安心安全ステーション」を積極的に展開し、その育成強化を図るものとする。

(実施主体：県、企画対策部、消防対策部)

(1) 組織づくり

既存の自治会等を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

組織・団体別	活用内容
自治組織の活用	自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
防災活動団体	何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
地域活動団体	女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(2) 自主防災組織の体制及び分担

平常時の活動	地震・津波、風水害時の活動
○ 防災に関する知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 防災資機材の備蓄 ○ 防災リーダーの育成	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 責任者等による避難誘導 ○ 出火防止 ○ 救出救護 ○ 給食給水

(3) 資機材の整備

市及び県は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

資料4-3＜自主防災組織が備蓄する資機材＞参照

(4) 活動拠点整備

市は、国や県と連携し、平常時は防災意識の啓発、自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には、災害復旧や避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

(5) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の結成推進を図るため、パンフレット等資料の作成、講演会の開催について積極的に取り組むものとする。

(6) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その組織化の推進は下記事項に留意の上、住民と協議をし、実施するものとする。

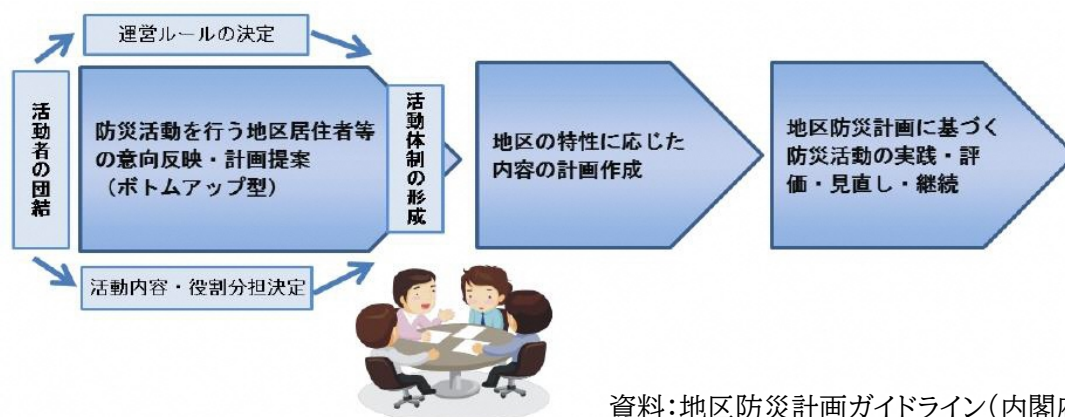
- 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(7) 地区防災計画作成の促進

地区防災計画作成を促進し、地区居住者等(居住する住民及び事業所を有する事業者)の自発的な「自助」・「共助」による防災力を図る。このため、自主防災組織を対象とした作成の啓発や支援のための説明などの働きかけを実施する。

また、地区防災計画によって、地域の防災力の向上を図るためには、単に計画を作成するだけではなく、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づく防災活動を行うこと、防災活動の主体である地区居住者等と市町村等が連携すること、計画に基づく防災活動を地区居住者等が実践すること、防災活動が形骸化しないように定期的に地区居住者等が計画の評価や見直しを行うこと等が必要である。

【地区防災計画作成の流れ】



資料：地区防災計画ガイドライン（内閣府）

第4節 消防力の強化

(1) 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、市は県と連携して、以下について検討を実施する。

(実施主体:消防対策部)

- 消防職員の適正数や増員の必要性の検討
- 消防広域などによる人員・資機材などの有効活用を検討し、消防力の充実による消防防災体制の強化の検討

(2) 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して市民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して市民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

(実施主体:消防対策部)

- 地域に必要な消防団員数の検討
- 市民への消防団活動の広報
- 消防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討
- 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

【市消防本部における消防団員の募集状況】

- 消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つです。
- 団員は、自分の職業や学業を併せ持ちながら、地域防災の担い手として、また災害発生時には消防職員との消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。
- 現在、会社員、自営業者、主婦など様々な職種、性別問わず、幅広い年齢層の人が消防団員として活躍しています。

【入団資格】

- 市に在住し、勤務し、または在学している 18 歳以上の健康な人



資料:糸満市消防本部における消防団員の募集 HP

第5節 商工業等の事業者における防災の促進

大規模な震災が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する商工業等の事業者における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所の防災体制の充実を図るものとする。

(1) 事業所の自衛消防組織

市は、消防本部及び県と協力して、事業所に対して、防火管理者を中心とした自衛消防組織の結成、消防計画の策定、避難訓練の実施など、防火管理体制の整備を図るよう指導する。

事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。

また、災害時においては、地域住民の自主防災組織及び関係機関等と連携を図り、消火活動、避難誘導をはじめとする防災活動を実施する。

(実施主体：関係各対策部)

(2) 事業所等防災の推進

市及び消防本部は、事業所の危機管理意識の高揚を図るため、事業所が災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時における重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の作成や、予想被害から復旧に至る事前の計画の策定、また、各計画の点検・見直し等についてのアドバイスなど、その推進に努める。

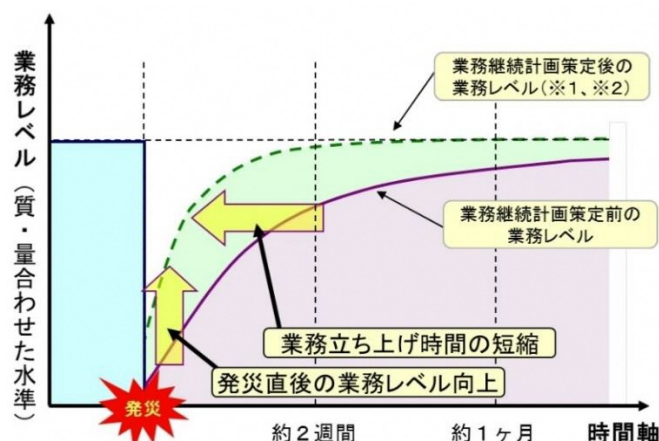
(実施主体：関係各対策部)

(3) 集客施設への指導助言

市及び消防本部は、商業施設等の不特定多数の人々が入り出る施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導に努める。

(実施主体：関係各対策部)

【業務継続計画の策定に伴う効果】



※1：業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府)

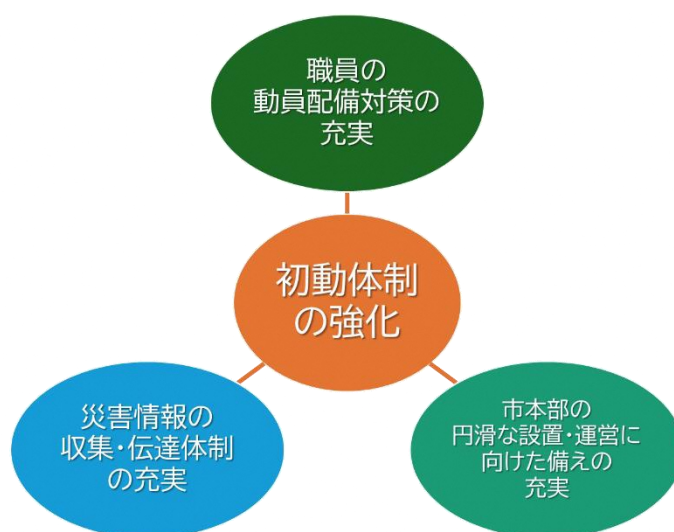
Ⅲ スピーディでスムーズな災害応急の備えづくり

第1節 初動体制の強化

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

（実施主体：企画対策部）

そこで、以下の3点を重点に初動体制の強化を図る。



（1）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できるよう、各自家族の安否を最優先で確認したのち体制を整えるため、次の対策を推進する。

対策項目	対策内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
災害対策職員用携帯電話の拡充	いち早く市本部長及び各対策部長との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、主要部局の職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼出が可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。
24時間体制の整備	勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、消防署に緊急通報を依頼し、初動体制の確立を図る。
庁内執務室等の安全確保の徹底	勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 市本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に市本部を設置し円滑な運営ができる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

対策項目	対策内容
庁舎の耐震診断	市本部の設置予定庁舎の耐震診断を順次行い、確保できる体制を整備する。
市本部設置マニュアル	誰もが手際よく市本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。
市本部職員用物資の確保	市本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

整備項目	整備内容
情報通信機器等の充実	地震発生時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線の整備を図る。 津波対策として、海岸や河川沿いに防災行政無線(同報系)通信システムの整備を図る。 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。
通信設備等の不足時の備え	地震発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、NTTと移動通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

第2節 活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対策の前提となる活動体制を整えておく必要から、次の事項を重点的に活動体制の確立を図る。

(実施主体：企画対策部、関係対策部、県)

(1) 市職員の防災能力向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は、日常的なものではなく不慣れなものである。一方、防災担当職員は市の防災業務の要にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。

また、災害対策要員は、発災初期において、積極的な応急対策活動が求められるため、平常時から重点的な研修が必要である。

実施項目	実施内容
職員を対象とした防災研修の実施	○ 職員を対象とした防災研修会を年1回開催し、職員の資質向上を図る。防災に関する記事、レポート等をすべての部に配布するとともに、職員の広場(電子掲示板)に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。
防災担当職員、災害対策要員の育成	○ 国、県等の実施する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣する。 ○ 災害を体験した都道府県への視察、意見交換の開催等を行う。

(2) 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材(チェーンソー、ノコギリ、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材、医薬品・医療用資機材、食糧・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要である。

実施項目	実施内容
救出救助用資機材の確保体制の充実	救出救助用資機材は、地震発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう整備を推進する。 ○ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発 ○ 救助工作車等の消防署への整備促進 ○ 資機材を保有する建設業者と市との協定等締結の促進 ○ 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進
消火用資機材の確保体制の充実	消火用資機材は、地震発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう整備を図る。 ○ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発 ○ 消防自動車等公的消防力の整備促進
医薬品・衛生材料の確保体制の充実	市内における医薬品・衛生材料の確保体制に努める。
生活必需品の確保体制の充実	食糧・水・被服寝具等の生活必需品は、災害発生後7日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。 ○ 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設への食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発 ○ 市における食糧・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄 ○ 大手取扱業者(大手小売店舗、生活協同組合、問屋)との協定等締結の促進
輸送手段の確保	本市の輸送手段の確保は、「第1編 第3章 Ⅲ 第11節 交通確保・緊急輸送活動計画」によるものとする。

(3) 受援体制の強化

被害が甚大で本市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。

市においては、近隣市町村をはじめ、県を通じて県外からの受援体制の強化を図るものとする。

本市における受援体制の強化は、「第1編 第3章 Ⅲ 第5節 受援体制の整備」によるものとする。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材など多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うため、本市における交通確保・緊急輸送体制の充実は、「第1編 第3章 Ⅲ 第11節 交通確保・緊急輸送活動計画」によるものとする。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での根拠のない噂や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整えていくものとする。

実施項目	実施内容
プレスルームの整備	○ 報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速、的確に発信するため、プレスルームを設置することとしている。 → 今後、その活動が円滑になされるようプレスルームの整備を図る。
パソコン通信・インターネットを通じた情報発信に関する検討	○ 情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネット・SNSといった新しい情報伝達手段が成熟化してきている。 → 市からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容について検討を進める。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	○ 聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や防災備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

第3節 情報収集・連絡活動

情報の収集・連絡・分析体制を整備するとともに、多様な通信手段を確保する。

(実施主体:企画対策部)

(1) 県、関係機関等との災害通信網の整備

市は、災害時の通信を確保するために、伝送路の多ルート化や関連装置を考慮して、次の通信施設整備を図る。

資料4-4＜沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関および無線局＞参照

実施項目	実施内容
防災行政無線システム	災害時の情報連絡手段の基本となっている防災行政無線について、次のように整備を進める。 ○ 同報系、移動系ともデジタル化を進める。 ○ 同報系は、周波数の統合を行い、未整備地区に屋外拡声器の設置箇所を拡大する。特に、沿岸部等への設置を推進する。 ○ 移動系無線は、避難所に指定されている学校、病院等に配置を進める。
地域衛星通信ネットワークシステム	災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、国、県、自治体等の通信衛星を介して結ぶ地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を利用する。
電源の確保	停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備を整備する。特に、各設備等については耐震性・耐津波性の強化に努める。

(2) 市民への通信体制の整備と周知

実施項目	実施内容
地域からの情報収集体制の整備	市は、災害発生時の被害状況や問題を把握するため、SNS、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。
情報伝達手段の確保	市は、防災行政無線のほか、市民等に情報を伝達するため、次の手段を確保する。なお、夜間・休日の情報伝達方法や海岸の観光客、漁港での就業者等にも情報が伝達できるよう留意する。 ○ 災害情報メール配信サービスへの登録促進 ○ FMたまんとの協力体制構築 ○ 戸別受信機の活用(CFM可聴エリアの拡大を含む) ○ アマチュア無線ボランティアの活用 ○ SNS(LINE、Facebook等)の活用 ○ 通信事業者によるエリアメールの活用 ○ 市ホームページの活用
要配慮者への情報伝達手段の確保	市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の導入を検討する。 ○ デジタルサイネージ(ディスプレイに情報が常に流れているもの) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の普及に努める。 ○ 視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話 ○ 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話
孤立想定地区の通信手段の確保	市は、津波や土砂災害で孤立が想定される地区に、無線、衛星携帯電話等の通信機器を整備する。
災害伝言ダイヤルの周知	市は、家族・親戚知人等の安否を確認できる「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板」等の活用方法を市民に周知する。

(3) 災害対応業務のデジタル化の推進

市は、災害対応業務にあたって、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

第4節 気象観測体制整備計画

風水害等による被害を未然に防止あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

(実施主体:沖縄气象台、企画対策部)

(1) 沖縄气象台における気象業務体制の整備

沖縄气象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

1) 観測施設の整備充実

沖縄气象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄气象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

(2) 主要関係機関における気象観測体制の整備

市及び観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等へ積極的に協力する。

市及び関係機関における観測施設の整備については、まだ充分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計(自記、テレメーター等)、水位計(自記、テレメーター等)の整備充実に努める。

【沖縄气象台から入手できる情報】

沖縄气象台ホームページから警報等の情報を選択すると沖縄地方(主に沖縄本島地方)の情報が表示される。

台風情報	●台風情報(沖縄版) ●台風経路図
防災気象情報	●気象警報・注意報 ●早期注意情報(警報級の可能性) ●気象情報 ●竜巻注意情報 ●記録的短時間大雨情報 ●雨雲の動き(雷・竜巻) ●今後の雨(降水短時間予報) ●大雨危険度 ●キキクル(危険度分布) ●熱中症警戒アラート
天気予報	●天気予報 ●天気分布予報・地域時系列予報 ●2週間気温予報 ●早期天候情報 ●季節予報 ●天気図
気象観測	●気象衛星ひまわり ●アメダス ●推計気象分布 ●紫外線 ●黄砂 ●ウィンドプロファイラ
海洋	●海上警報・予報(東シナ海南部 沖縄東方海上 沖縄南方海上) ●海上分布予報 ●波浪実況・予想図 ●海面水温 ●潮位観測情報
地震・津波	●地震情報 ●津波情報

資料:沖縄气象台ホームページより

第5節 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるよう、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換を行うとともに、受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について定め、必要な準備を行う。

(実施主体:企画対策部)

(1) 応援協定締結の推進

市は、応援協定締結を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。また、平常時より協定先と連携し、応援体制を充実させるため、必要に応じて協定先との防災訓練や災害時の応援体制について情報交換を行う。

協定項目	協定内容
市町村間の 応援協定	市は、大規模災害による被害軽減及び早期復旧のため、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、相互応援協定の締結を推進する。 協定締結の際の留意事項は、次のとおりとする。 ○ 連絡体制の確保 災害時における連絡担当部局の選定、夜間における連絡体制の確保 ○ 円滑な応援要請 主な応援要請事項の選定、被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達
関係機関等 との応援協定	市は、平常時から関係機関や団体との応援協定締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。
事業者との 応援協定	市は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(2) 応援体制の整備

市は、県へ災害派遣の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要求手順、連絡調整窓口、連絡の方法、連絡先の共有など必要な準備を整える。

(3) 自衛隊との連携

市は、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊や県との情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を習熟しておく。

第6節 災害ボランティア活動環境の整備

大規模災害時には、行政機関とボランティアがいかに活動するかによって、その後の救護・復興を左右する。

そのための行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画等は次によるものとする。

(実施主体: 県、企画対策部、総務対策部、福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会)

(1) ボランティア意識の醸成

実施例	実施内容
学校教育における取組み	ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく。
生涯学習を通じての取組み	本市及び社会福祉協議会は、社会活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図る。

(2) ボランティア育成等

実施区分	実施内容
地域ボランティアの育成	ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。 【地域ボランティアの育成(初動期)】 ○ 被災地外ボランティアの現地誘導 ○ ボランティアの受付 ○ ボランティア組織の形成を支援
専門ボランティアの登録等	○ 専門ボランティアの登録 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者(以下「専門ボランティア」という。)を平常時から登録し、把握に努めるものとする。 ○ 専門ボランティアの資質向上 専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修や訓練等に努めるものとする。
ボランティアコーディネーターの養成	本市において、日本赤十字社沖縄県支部及び糸満市社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターを養成することで、災害時におけるボランティアを指導し効果的な活動が行えるように努めていくものとする。

(3) ボランティア支援対策

実施区分	実施内容
災害時の準備	市は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点において準備検討しておく。
ボランティアニーズの想定	災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。
登録・把握とネットワーク	○ 市内のボランティア(団体)を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。 ○ ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

第7節 災害対策基金計画

市は、大規模災害の発生時に市民の生命と財産を守るため、その予防・復旧・復興対策のための経費として活用する災害対策基金の設置を検討する。

(実施主体:企画対策部)

第8節 業務継続計画(BCP)・受援計画の策定・更新

災害発生時に備え、短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の作成に努める。

(1) 業務継続計画(BCP)の策定・更新

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制を定めた業務継続計画(BCP)を策定しており、職員の参集訓練など継続的な検証の実施や職員の人事異動に合わせた更新を行う。

(2) 受援計画の策定・更新

市は、行政が被災した際、国や他の自治体、各種団体や民間企業等からスムーズに人的及び物的支援が行われるよう、受援計画を策定して受け入れ体制を整備しており、今後、災害対策本部訓練や各種団体及び民間企業等の情報共有を通じて更新に努めていく。

(3) 事業者の業務継続計画(BCP)策定の推進

事業者がBCPを策定することにより、災害発生時においても事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

第9節 消防及び医療計画

第1款 消防予防計画

(実施主体:消防対策部)

(1) 消防対策の充実

消防体制の整備強化、防火知識の普及・啓発その他予防意識の向上を図り、同時多発火災の発生等に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

- 消防機関、自衛隊との合同消火訓練の実施(総合防災訓練に含む)
- 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備拡充

(2) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していく。

- 市、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練に含む)

(3) 消防施設等の整備

1) 国庫補助等による整備

糸満市消防本部については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき整備拡充することとし、消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)等に基づき、国庫補助、県費補助、自主財源又は起債等を有効に活用し、整備促進を図る。

2) 市内の消防施設の状況

消防施設の設備は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき増強及び更新を図るとともに、常時整備点検する。消防施設の現況は次のとおりである。

	名称	所在地	電話番号
消防本部 の名称・ 所在地	糸満市消防本部	沖縄県糸満市字大里962番地	098-992-3661
	糸満市消防署	沖縄県糸満市字大里962番地	098-992-2026
消防水利現勢	資料4-9<糸満市消防本部機械・器具装備状況>参照		
消防車両			
消防無線局			

第2款 医療救護体制の準備

行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。

(実施主体: 県、市民健康対策部、南部医師会)

- 災害初動期を念頭においた緊急医薬品等(絆創膏や包帯)の備蓄の推進
- 医療救護班による緊急医療活動訓練の実施(総合防災訓練に含む)
- 第2次、第3次救急医療施設への軽傷、患者の過集中の防止対策
- 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

第10節 水防及び救助施設等整備計画

水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は、次のとおり実施する。

(実施主体: 消防対策部、建設対策部)

(1) 水防施設等

水防法の規定により、市及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するために、必要に応じて水防倉庫、水防機材等の水防施設を整備する。

(2) 救助施設等

1) 救助用資機材及び救助隊の整備

大規模災害における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2) 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

整備状況については、資料4-9「系満市消防本部機械・器具装備状況」を参照のこと。

(3) 流出危険物防除資機材

市は、県、近隣市町村、船舶関係者及び製油所、油槽所等の石油等危険物取扱者と協力し、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図る。

- 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第11節 交通確保・緊急輸送活動計画

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、資機材など多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うための対策として、輸送手段等の確保や輸送を円滑に行うことが必要であり、事前措置として今後推進していくこととする。

(実施主体:建設対策部)

(1) 重要道路啓開のための体制及び施設整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害がある場合、直ちに啓開できる体制及び施設を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

(2) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定(確保)し整備していくこととする。

(3) 臨時ヘリポート等の確保(緊急時の指定等)

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内の居住区域を勘案し、臨時ヘリポート等の設置を確保が可能なように整備を行う。

(参照:第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画)

(4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受ける事で手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

そこで、本計画第2編・第3編の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(参照:第2編 第1章 第11節 交通輸送計画、第3編 第1章 第12節 交通輸送計画)

(5) 輸送手段等の確保(応急協定)

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

第12節 津波避難体制等の整備

本県には、過去に津波による大きな被害を受けた島も存在する。したがって、本市における住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人等を津波被害から守るために、被害の未然防止、拡大防止のために必要な体制・手段を整備する。

第1款 津波避難計画の策定・推進

(実施主体:企画対策部)

(1) 県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」(消防庁国民保護・防災部防災課)でまとめられた「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、安全な津波避難実現のために「沖縄県津波避難計画策定指針(令和4年8月)」を策定し、市町村や住民等へ周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めている。

- ① 指針の目的
- ② 津波避難の原則
- ③ 津波浸水予測結果の活用
- ④ 津波避難計画の検討方法
- ⑤ 津波避難計画策定チェックリスト
- ⑥ 津波避難計画事例

(2) 市における対策

市は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等に基づき、地域の実情に応じた津波避難計画の策定を図る。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(4) 避難計画の留意点

1) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が津波到達予想時刻を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は、地域の条件や道路利用のルールの検討、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、地区防災計画の策定等を通じて、津波避難時に自動車利用に関してドライバーを中心に普及啓発や教育を充実しながら、自動車での避難のあり方を検討する。この場合、糸満警察署と十分な調整を図る。

2) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予想時刻に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

第2款 津波の危険性に関する啓発

市は、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

(実施主体:企画対策部)

(1) 市における対策

市は、市民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

住民への啓発内容	啓発手段・機会
① 津波浸水想定区域 (想定の限界や 不確実性含む)	○ 学校、教育・保育施設等、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
② 津波災害への対処方法 (適切な避難場所及び 避難路、津波警報等の 意味及び精度、 移動手段、率先行動等 を含む)	○ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
③ 過去の津波災害事例や 教訓	○ 津波浸水想定区域に立地する施設関係者(特に観光・宿泊施設関係者、社会福祉関連施設、不特定多数の者が利用する施設等)を対象とした説明会
④ 津波の特性 (波の押し・引き、 遠地震等)	○ 津波浸水想定区域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー(消防団、自主防災組織等)への研修会
	○ 広報紙(広報いとまん)
	○ 津波ハザードマップ(糸満市津波減災マップ)
	○ 地域コミュニティ放送(FMたまん)
	○ 防災訓練
	○ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置(避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める)
	○ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

【留意すべき津波の特徴】

	津波の特徴 その1 津波はジェット機並みの速さで襲ってくる！ 津波はジェット機並みの速さで、陸に近づいても新幹線並みの速さで襲ってきます。海岸で津波が見えてからでは逃げ切れません。
	津波の特徴 その2 津波は前触れなく襲ってくる！ 「津波は来る前に潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、これは間違いです。「引き(最初に潮が引く)」で始まるものと「押し(いきなり襲ってくる)」で始まるものと両方あります。
	津波の特徴 その3 津波の破壊力はすさまじい！ 沿岸での津波の高さが1メートルでも、その数倍から、場合によっては10倍程度の高さまで陸上をかけ登り、家や車をさらっていく桁違いの破壊力を持っています。
	津波の特徴 その4 津波は繰り返し襲ってくる！ 津波は繰り返し襲ってきます。 津波警報や注意報が解除されるまで警戒を緩めないでください。

資料：気象庁

(2) 広報・教育・訓練の強化

広報・教育・訓練項目	広報・教育・訓練の内容
津波ハザードマップの普及促進	市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。
津波避難訓練の実施	市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時刻を踏まえ、防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。
津波防災教育の推進	市は、県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめ、さまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

【津波避難訓練の内容例】

訓練項目	内 容
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報等の収集、伝達	・初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認 ・機器の操作方法の習熟 ・同報無線の可聴範囲の確認 ・住民等への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等の検証
津波避難訓練	・津波避難計画において設定した避難路等を実際に避難し、ルートや避難標識又は危険箇所等の把握、避難完了までの時間の計測等を行う。 ・民有地を通っての避難が必要な場合があるため、所有者等の理解を得ておく必要がある。 ・夜間訓練等による街灯の確認も実施する。 ・避難誘導者の安全確保にも留意する。 ・規模によって総合避難訓練、地区避難訓練、施設避難訓練等がある。
津波監視・観測訓練	・高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた津波監視の方法習熟 ・監視結果の把握・理解と災害応急対策への活用等

(資料：沖縄県津波避難計画策定指針)

第3款 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、地域住民に対する情報伝達や警戒避難体制等の整備、津波避難困難地域の解消等を図るものとする。

(実施主体: 県、企画対策部)

整備項目	整備内容
危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備	○ 市は、津波浸水想定範囲にある地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。 ○ 市は、地震情報、津波警報、避難指示等が市民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。 ○ 市は、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及びSNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。
監視警戒体制等の整備	○ 津波危険に対し予報・警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置やパトロール等を迅速に行うための監視警戒体制を整備する。
避難ルート及び避難ビルの整備	○ 避難距離の長い避難ルートの見直し 津波到達時間が短い地域では、地形、土地利用から津波到達予想時刻を考慮し、津波避難計画を策定する。 ○ 避難ルート・避難場所案内板の設置 観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。 資料4-1<避難所一覧>参照 ○ 津波避難ビルの整備等 津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。 ○ 津波避難場所の指定・整備 津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。 やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。 ○ 津波避難困難地域の解消 市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。
その他	○ 水門や陸こうを整備する際は、水門や陸こうの自動化や遠隔操作化に努める。 ○ 閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

【JISで制定されている避難場所等に関する図記号】



○避難場所の表示方法(イメージ) 「避難場所＋災害種別を併記」



資料:内閣府「避難場所等の図記号の標準化の取組」

第4款 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域(津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域)等の指定について、県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)により、以下の対策を講じる。

(実施主体:県、企画対策部)

- 市防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下建物等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。
- 津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し必要な助言、勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第5款 漂流物対策

市は、県が行う漁港における防波堤の整備、船舶係留等の強化、貯木の囲い込み、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけや、漂流物が施設へ衝突することを防ぐため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者に要請する。

第13節 風水害における避難体制等の整備

第1款 風水害における避難計画の策定・推進

風水害に対して、危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の出入りする施設等においてそれぞれ確立していくこととする。

(実施主体：企画対策部、市民健康対策部、こども未来対策部、福祉対策部、教育対策部、関係機関)

(1) 実施すべき対策

- ① 避難所の選定
- ② 避難所の開設及び運営方法
- ③ 避難所の安全確保
- ④ 住民への周知
- ⑤ 避難誘導体制の整備
- ⑥ 避難の勧告等の基準の習熟
- ⑦ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアル作成
- ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成
- ⑨ 避難心得の周知(携帯品、その他)

(2) 社会福祉施設、学校、不特定多数の出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ① 避難計画の作成
- ② 避難誘導体制の整備

第2款 風水害の危険に関する啓発

市は、災害時に市民が迅速かつ的確な避難が行えるよう、避難行動、避難所の位置、携行品等について、ハザードマップ等を作成し周知徹底する。

特に、次の事項について周知する。

- ① 緊急避難場所と避難所の違いについて
- ② 災害ごとに避難すべき場所が異なる場合があること
- ③ 災害の危険が去った後において、当該災害により自宅等が損壊している際には、住民等が緊急避難場所から避難所へ移動する必要がある場合もあり得ること

第3款 避難体制・手段の整備

(1) 避難所の整備

市長は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておくものとする。

整備事項	整備内容
避難所となる施設等	避難所は、公共施設、学校、公園、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な耐震性のある既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
避難所の定期調査	避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
適切な施設がない場合	避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設定する場所を選定しておくものとする。
避難所指定の条件	避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者若しくは管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 避難場所・避難所等の指定

指定の種類	指定内容
広域避難所の指定	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積とボランティア活動等の拠点となる広域避難所として指定しておくものとする。
一時避難場所	火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、学校や公園等のスペースを指定しておくものとする。
避難所の指定	避難所の指定は、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら、災害規模や災害種別に応じて市長が指定するものとする。
津波災害時の避難場所	地震等により、津波の襲来から避難者の生命を一時的に確保するための緊急避難場所の指定及び公共施設の避難ビル機能としての整備等を図るものとする。

資料4-1＜避難所一覧＞参照

第4款 危険区域の指定

市は、災害発生時における危険区域の調査を実施し、建築基準法第39条に規定する災害危険区域の指定を行うとともに、災害を防止するため必要な建築物の建築に関する制限を行うものとする。

災害種別指定区分	指定内容
洪水、津波、高潮又は地すべり等	危険が予想される区域を把握し、災害別の具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
火災	火災時における住宅密集地域の住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

第14節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。なお、取組みにあたっては、「糸満市第5次障がい者計画」並びに「第9期 糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に示す防災に係る取組みとの整合を図る。

水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)で、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することを義務付けている。

その後、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正が行われており、引き続き助言・勧告等を行っていく。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を本人の同意を得て関係機関と共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、着実な個別避難計画の策定に努めるものとする。避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の策定にあたっては、基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月)」に基づくものとする。

本市における避難行動要支援者の定義については、年齢や介護認定、また生活環境などさまざまな要素が関連するため、慎重かつ適正な設定に努めるとともに、社会情勢等の変化に即応して柔軟に設定を見直していく。

なお、避難行動要支援者のうち、避難時に医療的ケアの必要な対象者を事前登録し、提携の病院に受け入れてもらう制度を導入しており、これを一層推進していく。

さらに、災害時には、避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。

(実施主体:県、福祉対策部、こども未来対策部、企画対策部、市民健康対策部、消防対策部)

(1) 地域での防災体制の充実

市内のサービス提供事業所における避難訓練等の防災対策について、各事業所が実施する業務計画のための訓練などへの参加をはじめ、既存の事業所との会議等を活用し、防災に関する情報共有や課題の把握に努める。

また、高齢者福祉施設等について、「地域介護・福祉空間整備事業」として防災・減災対策を推進する。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や教育・保育施設等には、寝たきりの高齢者や手足の不自由な高齢者、身体障害や知的障害の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所又は通所しており、これらの人々の安全を図るために、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

整備項目	計画内容
施設、設備等の安全点検 (施設の安全性確保)	施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難及び安全点検できるよう、また、施設自体が崩壊又は火災が発生することのないよう施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。
地域社会との連携 (支援体制)	災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは困難である。したがって、常に地域社会との連携を密に市民への周知を図り、ノーマライゼーション理念の普及や福祉団体等の育成から、災害時には地域住民の協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。
緊急連絡先の整備	災害発生時に保護者や家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。
災害用備蓄の推進	乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努めるものとする。
バリアフリー (心身障がい者にやさしいまちづくり)	高齢者や心身障がい者などを多様な利用形態に対応した歩道の整備などバリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

1) 施設、設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊又は火災が発生することのないよう、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

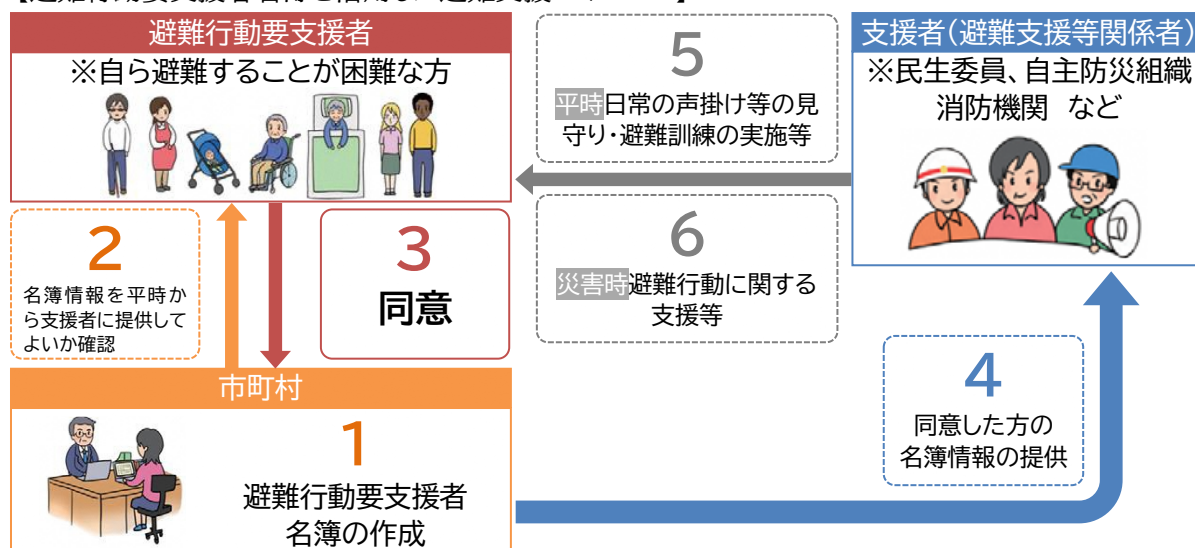
(4) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者(児童を含む。以下同じ)、長期臥床又は認知症を有する高齢者は、身体諸機能障害による移動困難、判断能力の減退等による行動困難など、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者について、生活環境の面から同様の困難があるものと考えられる。したがって、要配慮者に対して、安全確保のために特別の配慮を講じる必要がある。

さらに、広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民、福祉関係機関に対する防災対策への啓発活動を行う。

指導・支援	指導・支援の内容
要配慮者及びその家族に対する指導	○ 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと。
地域住民に対する指導	○ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。
福祉関係機関との連絡支援	○ 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
在宅災害弱者居住住宅の改修支援	○ 地震発生時には要配慮者の安全確保に協力すること。
在宅災害弱者居住住宅の耐震化等支援	系満市地域包括支援センター、障害支援センター、居宅サービス事業所等と連絡を密にして要配慮者を把握し、災害発生時には要配慮者の安全確保に努める。
防火診断・防災指導	現在行われている住宅改修費助成事業、日常生活用具給付を推進すること。
	耐震診断・耐震補強工事の斡旋、屋内家具等の固定化を促進する。
	関係団体と協力して、高齢者世帯等の防火診断、防災に関する指導・相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。

【避難行動要支援者名簿を活用した避難支援のイメージ】



資料：厚生労働省「高齢者・障害者等の個別避難計画に関する防災と福祉の連携について」を参考に作成

(5) 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語、文化、生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動が取れる防災環境づくりに努めるものとする。

対策項目	対策内容
防災知識の普及・啓発	外国語のパンフレットを作成し、機会のあるごとに配布するなど、外国人への防災知識の普及・啓発を図る。
防災訓練	外国人を含めた防災訓練の実施を図るものとする。
ライフラインカードの携帯	ライフラインカード（安否連絡確認、血液型、既往症、宗教等を記載したカード）の配布・携帯を図るものとする。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第15節 観光客等の安全確保

市及び観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客が災害に遭遇した場合を想定し、「糸満市観光危機管理計画」に基づき、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(実施主体：県、経済対策部、企画対策部、消防対策部)

(1) 観光危機発生時の観光客の主な特徴

観光客が災害に遭遇した際の特徴は、以下のとおりと想定される。

- 訪問した土地に馴染みがない、土地勘がない。
- 観光危機が発生した時の避難方法等が分からない。
- 外国人観光客は、コミュニケーションを取ることが難しい。
- できるだけ早く家族等に連絡したい、交通情報を確認して帰宅したい。

(2) 観光客の安全確保

対策項目	対策内容
標識の設置	○ 避難所・避難路の標識を容易に判別できるよう整備する。
避難誘導	○ 観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、市は、「糸満市観光危機管理計画」をもとに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。 ○ 津波・高潮等による浸水が想定されない危機発生時には、必要に応じて沖縄総合事務局南部国道事務所との覚書に基づき、「道の駅いとまん」情報館及びその関連施設を観光客の避難場所又は情報の集発信並びに帰宅支援に係る輸送の拠点として使用する。 ○ 県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。
防災備蓄	○ 観光・宿泊客等の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう、平素から食糧・飲料水など生活必需品の備蓄に努めるものとする。
帰宅困難者対策	○ 市は、県、近隣市町、沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)、観光関連団体・事業者等と連携して、被害状況を収集・把握、共有する初動体制を構築し、情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等に努める。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

市は国と連携し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

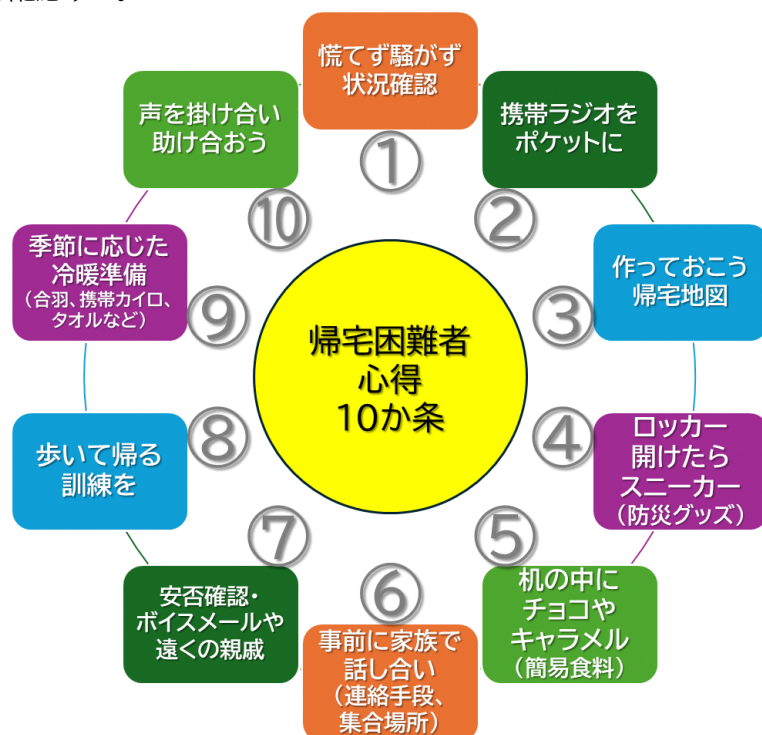
第16節 帰宅困難者への対応

災害時に速やかに自宅に帰宅することができない帰宅困難者対応を推進する。

(実施主体:企画対策部、経済対策部)

(1) 基本原則の周知

市は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生するおそれのある事業所等には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族との連絡方法(災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)、帰宅経路の確認等についての周知を図るとともに、近隣の避難所等における帰宅困難者の受入れについても配慮する。



出典:震災時における昼間都民対策検討委員会(東京都)

(2) 事業所等の取組み

市は、事業所等が従業員や顧客などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食糧、物資等の備蓄促進を図る。

(3) 情報伝達体制の整備

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や避難所等への円滑な誘導対応を図るため、平常時から公共交通機関との連携を強化する。

また、公共交通機関との情報伝達体制を確保し、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報提供できるよう、対策の検討を行う。

第17節 孤立地区対策

市は、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信手段の確保等の対策を講じる。

(実施主体:企画対策部、市民健康対策部)

(1) 通信手段の確保

対策項目	対策内容
通信手段の確保、整備	○ 市は、道路交通等によるアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、災害衛星携帯電話、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。 ○ また、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。 ○ さらに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。
通信手段が使用不能な場合の対応	市民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不能な場合であっても、旗を立てる、シートを広げる、焚き火により煙を立てる等の手段により、生存の証を伝えることができる手段を検討する。

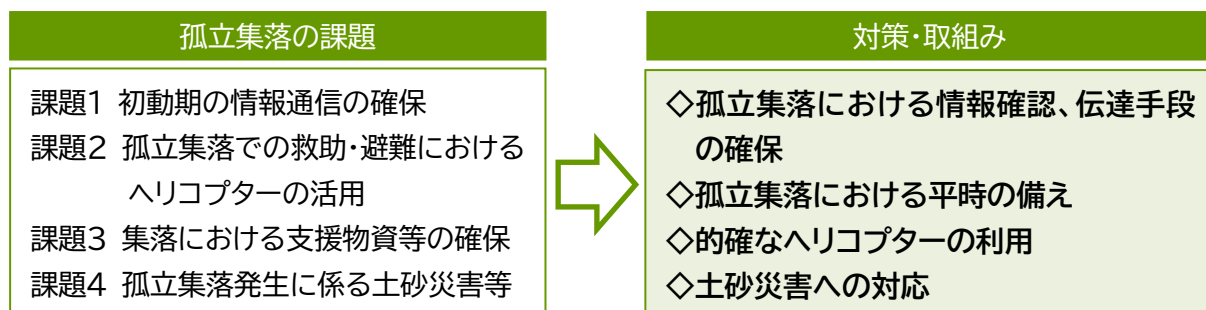
(2) ヘリポートの整備

市は、負傷者や食糧等の搬送、市民の避難に備え、孤立可能性がある地区においてヘリコプターが離着陸できる場所をあらかじめ把握する。

(3) 備蓄の推進

市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食糧等の生活物資、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を行う。

【孤立集落対策について】



資料:孤立集落対策について(内閣府)

第18節 食糧・飲料水及び生活必需品等の確保

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、宿泊用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね7日間)の食糧、飲料水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

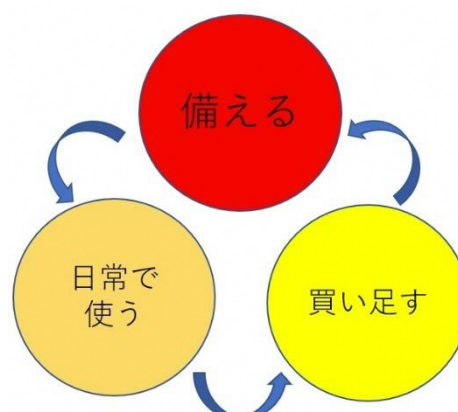
(実施主体:企画対策部、関係機関)

(1) 備蓄体制の整備

指導・支援	指導・支援の内容
市民、事業所等の備蓄	○ 市民の役割 市民は、出来る限り7日分の食糧(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)、飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)、生活必需品(ラジオ、常備薬など)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。 ○ 事業所等の役割 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、7日分の食糧、飲料水の備蓄に努める。
備蓄計画の策定	○ 市は、備蓄を行うに当たり「糸満市災害時備蓄計画」を定めるものとする。 備蓄物資の選定をする際は、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
公共用地等の有効活用	○ 市は、備蓄に当たり、関係機関と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。
集中備蓄・分散備蓄体制の整備	○ 市は、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等へ集中備蓄する。 ○ 災害発生後の被災地において、大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行う。併せて、それぞれの備蓄拠点を設けるなど体制整備に努める。
備蓄拠点の整備	○ 市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

【ローリングストックの考え方】

備蓄の必要性を感じていても、実際に家庭内備蓄を管理することが難しく、なかなか踏み出せない方は、普段から少し多めの食糧等を購入しておき、日常生活で消費しながら消費した量を買って足して、一定量の家庭内備蓄を維持する



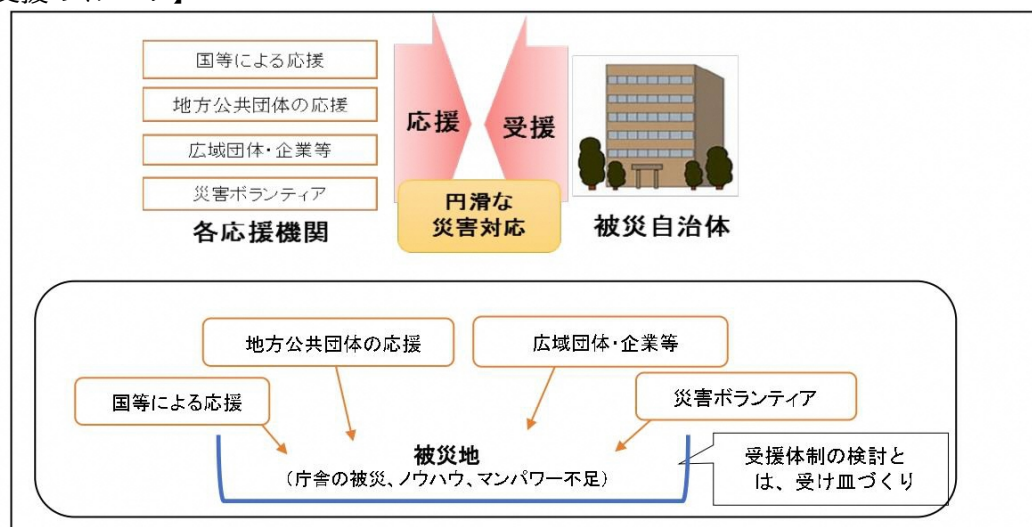
(2) 食糧等の調達体制の整備

指導・支援	指導・支援の内容
調達体制の整備	○ 市は、応援協定を充実するとともに、既に締結している関係団体と協議し、調達計画を策定する。 ○ スーパー・百貨店・コンビニエンスストア・生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と協定の締結を行う。
飲料水の確保	○ 市は、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める。
生活用水の確保	市は、次のとおり生活用水確保を行う。 ○ 雨水の有効利用 ・ 公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等(屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽)の整備を計画的に推進する。 ・ 事業所及び家庭、民間等において、雨水利用タンクの設置を促進する。 ○ 井戸の活用 ・ 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう協力井戸としての活用推進を図る。 ・ 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知を推進する。 ○ 河川・プールの水の活用 ・ 河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。 ○ 家庭における備蓄の推進 ・ 風呂のため水、水道水の備蓄、市販水の確保等により、各家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

(3) 受援体制の確保

市は、国や他の都道府県及び市町村等からの応援を効率的かつ効果的に受けるための体制づくりに取り組む。

【受援のイメージ】



資料：災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)の素案について(内閣府)

第19節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

災害発生時に必要となる遺体への対応、感染症の発生や蔓延の防止、保健衛生等の活動を行うための備えについて定める。

(実施主体:市民健康対策部)

第1款 遺体対応

- 検視を実施するための体制を確立する。
- 遺体安置所候補場所を選定する。
(参考:第2編 第1章 第21節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画)
- 火葬場の維持管理に努める。
- 他市町村と火葬に関する協力体制を確立する。
- 広域応援の要請に関わるマニュアルの作成に努める。
- 柩、納骨壺、ドライアイスの調達計画を確立する。
- 身元確認の調査方法を研究する。

第2款 感染症、保健衛生等

(1) 感染症対策活動

- 災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルの作成に努める。
- 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保を図る。
- 災害時の衛生、安全に関わる事項について、市民への周知を図る。
- 避難所における感染症対策、衛生管理対策に関する計画を検討する。

(2) 廃棄物対策

- 市は、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び当該施設が被災し使用不能になった場合に備え、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等との相互協力体制の充実に努める。
- 事業者は、自らの責任において適正処理するための体制の整備に努める。
- 災害時には、自衛隊災害派遣部隊の集結地、応急仮設住宅建設地及び災害廃棄物の一時保管地などに利用可能な土地(空地)が必要となる。
- 市は、これらの候補地を計画的に確保するとともに、災害廃棄物の一時保管場所をどの候補地から優先的に割り当てていくか、あらかじめ設定しておく。

(3) し尿処理

- し尿処理が必要となった場合の応援要請の内容(バキュームカー等)及び手続きについて、マニュアルの作成に努める。
- 仮設トイレの調達に関して、協定を締結するなど、実効性を高める。
- 災害時における水洗トイレ対策として、仮設トイレ以外の応急処理方法について検討する。
下水道や農業集落排水を利用した「マンホールトイレ」の設置も検討する。
また、浄化槽を活用した避難所トイレの設置についても検討する(真栄平区に浄化槽を活用した非常用トイレあり)。

(4) 保健衛生

- 災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するためのマニュアルの作成に努める。
- 市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。これらの組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。
- 防災生活圏における医療及び福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制の確立を図る。

(5) 井戸水等の確保

今後の災害時には、井戸水等を雑用水として利用できるよう、市内の井戸の分布状況等について関係機関と連携しながら調査をし、事前登録制度等についても検討する。

- 災害時に市が保有する井戸を市民に開放する。
- 市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の雑用水として利用するとともに、災害時にも利用できるよう配慮する。
- 雑用水として、雨水、高度処理水、プールの水の利用方策等について検討する。

(6) 入浴、洗濯対策

避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法に関するマニュアルの作成に努める。

第20節 災害対応用地等の確保

市は、国や県と調整し、災害廃棄物・仮設住宅等について用地等確保の見通しについてあらかじめ検討しておくものとする。